

# 情報センサー

Vol. 185 March 2023

【特別企画】

サステナビリティ情報開示と  
企業価値評価の訴求につながる  
企業経営の対応

The EY logo consists of the letters 'EY' in a bold, white, sans-serif font. Above the 'Y' is a yellow chevron shape pointing to the right.

Building a better  
working world





## 特別企画

サステナビリティ情報開示基準・規制への動きが活発化してきています。今回、一橋大学の加賀谷哲之教授をお招きし、サステナビリティ情報開示の新潮流、企業価値との関連性そして日本企業が価値向上のために取り組むべき課題についてご講演いただきました。ご講演内容についてのQ&Aセッションも含めて掲載しています。

## 特別企画

02

### サステナビリティ情報開示と企業価値評価の訴求につながる企業経営の対応

一橋大学教授 加賀谷哲之  
EY新日本有限責任監査法人  
気候変動・サステナビリティ・サービス (CCaSS) 事業部 牛島慶一  
クライアントサービス本部 サステナビリティ開示推進室 馬野隆一郎

## 会計情報レポート

08

### 改正企業内容等の開示に関する内閣府令の解説

サステナビリティ開示推進室 / 品質管理本部 会計監理部  
公認会計士 前田和哉

## 会計情報レポート

12

### 四半期開示制度の動向

品質管理本部 会計監理部 公認会計士 前田和哉

## デジタル&イノベーション

14

### 請負業における機械学習を活用したデータ分析

アシュアランスイノベーション本部 AIラボ  
公認会計士 成行浩史  
公認会計士 山本誠一  
大藪雄一郎

## IFRS実務講座

18

### 2023年3月期IFRS決算留意事項

品質管理本部 IFRSデスク 公認会計士 竹下泰俊

## 業種別シリーズ

20

### 開示から見る「小売業収益認識会計基準適用初年度の振り返り」

小売セクター 公認会計士 松下洋  
公認会計士 津田昌典  
公認会計士 大浦佑季

# Contents

情報センサー Vol. 185 March 2023

## Trend watcher 24

### 近時におけるアクティビストの潮流

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)  
EYパルテノン ストラテジー 中村拓海 笹岡武史

## JBS 26

### メキシコ税務の最近の動向と注意点

EYロサンゼルス事務所 森本琢也

## EY Consulting 28

### Future Of Finance

#### —次世代のFinance Practice—

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)  
BC Com Finance 公認会計士 鹿子雄介

## Tax update 32

### 令和5年3月期法人税申告の留意事項

EY税理士法人  
グローバル・コンプライアンス・アンド・レポート部  
税理士・公認会計士 矢嶋 学

## 企業会計ナビ ダイジェスト 34

### 資産除去債務の会計処理 (資産除去費用と資産除去債務の計上)

企業会計ナビチーム 公認会計士 大浦佑季

出版物のご案内 23

編集後記 36



## サステナビリティ情報開示と企業価値評価の 訴求につながる企業経営の対応

サステナビリティ情報開示基準・規制への動きが非常に活発化しています。

サステナビリティ情報開示の新潮流や企業価値との関係性、日本企業が価値向上のために取り組むべき対応について、一橋大学の加賀谷哲之教授にご講演いただきました。今回はご講演内容と、その後のQ&Aセッション、サステナビリティ情報開示基準・規制動向に関するアップデートを「特別企画」としてお届けいたします。

(写真左から順に)

牛島 慶一

Keiichi Ushijima

EY Japan 気候変動・サステナ  
ビリティ・サービス (CCaSS)  
リーダー

EY新日本有限責任監査法人  
プリンシパル

加賀谷 哲之

Tetsuyuki Kagaya

一橋大学教授  
財務会計、企業価値評価

馬野 隆一郎

Ryuichiro Umano

EY新日本有限責任監査法人  
クライアントサービス本部  
サステナビリティ開示推進室長  
パートナー

加賀谷 哲之教授 ご講演

## 「サステナビリティ情報開示と企業価値経営」

Profile — 講師紹介



加賀谷 哲之  
Tetsuyuki Kagaya

一橋大学教授 財務会計、企業価値評価

2000年より一橋大学商学部専任講師。2004年より現職。2006年に経済産業省・企業行動の開示と評価に関する研究会ワーキンググループ座長、2010年に経済産業省・企業財務委員会・企業会計検討ワーキンググループ座長。2011～13年、15～22年企業活力研究所CSR研究会座長、2021～22年内閣府「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」座長、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会持続可能性委員会持続可能な調達ワーキンググループ座長、2022年度企業価値向上に資する知財経営の普及啓発に関する調査研究・有識者委員会座長、日本経済会計学会理事、日本IR学会理事、日本政策投資銀行客員研究員、ニッセイ基礎研究所客員研究員。無形資産の管理・測定・評価・開示、リスク情報およびリスク管理情報の経済効果の測定、自発的な情報開示が企業行動および企業評価に与える影響、などにつきアーカイバル・データやサーベイデータを活用して上記のテーマを実証的に分析している。

## I サステナビリティ情報開示は統合化のフェーズに

サステナビリティ情報開示に向けての動きが著しく加速しています。人類が地球環境にかけている負荷はすでに限界値を超えているといわれており、プラネタリー・バウンダリーの問題に対して、国や環境団体だけでなく企業も説明責任を伴って主体的に取り組んでいかなければいけない状況です。特にヨーロッパ連合（EU）の動きは顕著で、EU Sustainable Finance Action Planを2018年に公表して以降、ファイナンスの世界にサステナビリティの要素を積極的に組み込んできており、その動きがいよいよ本格化しています。

一方、日本はガバナンス改革を契機にサステナビリティ情報開示、ESG情報開示が進んできたものの、開示推進はなかなか容易ではないというのが現状です。私が専門としている財務会計では、情報利用者は主に投資家や資金提供者であり、開示には利益の最大化という明快な目的があります。しかし、ESGに関する情報は、例えば気候変動と人権では想定される利用者や求められる開示内容が異なり、どこにフォーカスを当てて開示する必要があるのか判断がとて難しいです。また、その重要性も企業ごとに異なるため、これまでは各社が自発的な開示を進めてきましたが、サステナビリティ情報があまりにバラバラだと情報利用者にとっては大変使い勝手が悪いので、IFRS財団によるISSB（国際サステナビリティ基準審議会）の設置に代表されるように情報開示基準の統合化のフェーズに入り始めたことと認識しています。

## II 日本企業も欧州の動きに応じたグローバルな情報開示が急務

特に大きな動きは、ISSBと欧州のCSRD（企業サステナビリティ報告指令）です。ISSBは今まで行ってきた財務の情報開示の延長線上という考えですが、CSRDは社会的な課題を解決するために企業が説明責任を果たすべき、という発想に基づき、上場企業だけでなく、EU域外企業も含めた一定規模以上の企業まで広く開示を求めています。そのため、例えば日本企業が欧州に子会社を持っている場合、子会社だけでなく日本の親会社にも開示が求められる可能性があります。

なお、欧州を含めグローバルのフレームワークそのものは比較的統一されているので、個々の企業ごとに重要なものにフォーカスして説明することがポイントとなるでしょう。

## III サステナビリティ情報開示と経済効果は相関関係にある

次に、サステナビリティ情報開示がどのような経済効果をもたらすかについてですが、これについてはかねてより数多くの研究が蓄積されており、資本コストの削減や業績向上、あるいは株値に対してもポジティブな影響があるとされています。ただ、ここで注意すべきは、因果関係ではなく相関関係を示している可能性が十分にあるということです。ESG活動に熱心に取り組める企業は経営基盤としても余裕がある企業であることが多いので、優れたESG活動が要因で資本コストが低くなったり業績が良くなったりするのではなく、もともとの経営基盤の良さによるものだという考え方もできます。そのため、相関関係を示している



というだけでは両者結び付けるのは難しいと思います。ESG情報開示にはさまざまな項目がありますが、ステークホルダーの評価が財務的な数値に結びつき、最終的に企業価値向上につながっていくということを丁寧に説明することが不可欠です。

また、ESG評価機関の活動については、ここにきて新たな問題が顕在化しています。評価方法が不統一であるため、同じ企業に対する評価スコアが、評価機関によって異なっているケースが散見されているのです。例えば、日米の自動車メーカー2社を比較すると、2020年の3つの評価機関によるスコアにおいて、おおむねどの項目でも日本国内の大手自動車メーカーの方が高い一方、MSCIの環境スコアは米国の電気自動車メーカーの方が高くなっています。製品サービス市場で環境に貢献できるビジネスチャンスを活かせるかどうかという評価が高く、結果的にスコアが高くなったものと思われます。つまり、ESG評価機関の評価方法はさまざまであり、どの機関のどのスコアを価値に結びつくものとして評価すべきか議論が分かれるのではないかと思います。そのため、何が経済効果に結びつくのかが分からず、ESGというラベルだけで商品が売れるのであれば、ESGファンドとしてどんどんESGのラベルをつけようという、いわゆる「ESGウォッシング」が起こってしまい、見せかけだけのESGが広がる懸念があります。対策として、SEC（米国証券取引委員会）がESGラベルをつけていいかどうかを判断するためのルールを策定するなど、標準化に対する動きが加速化しています。

#### IV サステナビリティ経営は 日本企業の成長性に対する評価を高める トリガーになり得る

日本のガバナンス改革は、2014年に公表された伊藤レポートの「ROE（自己資本利益率）8%目標」が第一歩だったと思います。米国や欧州に比べてROEやPBR（株価純資産倍率）が低水準であることが指摘されて以降、ROE8%の壁を超える企業がずいぶん増えてきました。しかし、PBRはROEほど高まっているとは限らないことが確認されています。特に産業構造が著しく変化すると見込まれている業界において、そうした傾向が顕著です。代表的な業界がE（環境）やS（社会）の要素が産業構造の転換に大きく影響を与える自動車産業です。電気自動車への切り替えや自動運転の実用化といった変化に伴って、従来の高

い利益率を将来も継続できるのかという懸念が大きくなっていることがその背景にはあります。日本企業は、特に成長性という観点で正しく評価されていない部分がありますが、解決のトリガーになる可能性がある要素の1つはサステナビリティ経営であると私は認識しています。

サステナビリティ経営はESGインテグレーション<sup>\*1</sup>を実践していくということが重要ですが、ROIC（投下資本利益率）経営では、利益率も高めることが求められます。ROICに関しては一定のパフォーマンスを出している企業が増えてきているので、次はいかに戦略的に成長を期待させるかが問われます。それにあたっては、各企業が将来的なサステナビリティのメガトレンドに対してビジネスチャンスを見出し、自社の知財や無形資産で支える、あるいは対応する人材や企業文化を育てているといった成長の継続性を投資家に期待させることが重要です。つまり、サステナビリティ経営に基づく価値創造ストーリーをいかに語ることがポイントです。

#### V すべての社員に方針を浸透させることを 重視したサステナビリティ経営

具体例を挙げて説明しましょう。ある電気機器メーカーのサステナビリティ経営は、企業理念経営×ROIC経営×ESGインテグレーションで説明可能です。具体的には企業理念を現場の社員一人ひとりまで落とし込むという活動に力を入れています。統合報告書を見ると、例えば事業ユニットごとにESGの方針が書かれており、事業ユニットとしてESG活動を行っていくことを強く打ち出し、それを現場の社員に浸透させていくといった創意工夫をされています。つまり、サステナビリティ経営というのは、サステナビリティの意義について社員一人ひとりの理解を深めた上で、企業理念や財務、社会的事業としての持続性における認識を促し、全員経営で企業価値を高めていくことが極めて重要ということです。結果的に、この電気機器メーカーの企業価値はここ30年の数字を見ると着実に上がってきています。

単に利益率を高めるだけでは、必ずしも投資家に成長性を期待してもらえません。まずは、社会的課題の克服により自社の競争優位をさらに高めるといった意識を共通認識として全社員に浸透させ、その上でそれを企業価値の向上につなげていくことが重要です。

<sup>\*1</sup> ここでは、サステナビリティ経営で重要となる環境(E)や社会(S)、ガバナンス(G)をビジネスモデルや経営戦略に織り込むプロセスのことを指しています。

## Q&amp;Aセッション

加賀谷哲之教授・EY Japan CCaSSリーダー 牛島慶一・サステナビリティ開示推進室長 馬野隆一郎

## Profile — EY登壇者



**牛島慶一**  
Keiichi Ushijima

EY Japan 気候変動・サステナビリティ・サービス (CCaSS) リーダー  
EY新日本有限責任監査法人 プリンシパル

EY Japanにおける気候変動・サステナビリティ・サービス (CCaSS) のリーダーとして業務に従事する傍ら、環境省中央環境審議会委員、東北大学大学院非常勤講師なども務める。グローバルなスタンダード形成に関与しながら日本企業の持続可能なビジネスモデルの構築に尽力している。



**馬野隆一郎**  
Ryuichiro Umamo

EY新日本有限責任監査法人 クライアントサービス本部  
サステナビリティ開示推進室長 パートナー

財務諸表監査、GHG排出量等非財務情報の保証業務に従事する傍ら、当法人のサステナビリティ開示推進室長として、サステナビリティ情報開示推進を含め、企業の長期的価値 (Long-term value) 創造プロセスを会計監査人の立場から支援する諸施策の推進を担当。公認会計士協会 企業情報開示委員会、監査・保証基準委員会委員。

EY Japan CCaSSリーダー牛島慶一とサステナビリティ開示推進室長の馬野隆一郎がご講演内容に関して、加賀谷教授とQ&Aセッションを行いました。

## I 「強み」だけでなく、強みを生かしてどう変化していくのかが問われている

**牛島** 私は、日本企業にはビジネスを通じてサステナブルな社会の実現に貢献しながら成長する余地がまだあると信じています。企業価値や将来性の観点から、日本企業がグローバル社会で評価されるために改善すべき点や講じるべき対策について教えてください。

**加賀谷** 日本企業はこれまでROICなき成長を長期間続けてきましたが、ROICという指標の重要性が高まってきたことで、長期成長のための投資によって短期のROICが落ちるといふ点にどう対応するかが問われています。一番分かりやすいのはROIC実績を上げ続けながら成長も実現することですが、少なくともROICを落とすことなく成長するためのポートフォリオ管理を徹底していることを開示していくべきです。日本企業の開示を見ると、自社の強みだけを挙げておられることが多いのですが、それだけではその強みが将来の成長に結びつくとは限りません。もし、その強みが成長に結びつくなら、すでに成長できているはずだからです。大切なのは、サステナビリティのメガトレンドに対して、自社の強みを生かして今後何をしていくのか、過去と何を变えるのか、さらにはその新しい取組みが最終的に成長や財務にどう結びつくのかといった十分なストーリーの説明が必要となります。

**牛島** 「強みが市場を惹きつけるものであれば、すでに成長しているはず」という指摘は、多くの企業にとって耳の痛い話かもしれませんね。変化点を説明していくことが非常に重要ということですね。

**加賀谷** 例えば、航空業界は以前から気候変動により非常に厳しい状況にあり、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) でさらに状況が悪化したわけですが、ある航空会社は統合報告書の中で「新たなイノベーションを生み出すのは従業員であり、そこに大きな資金を充てるために配当を無配にする」とトップメッセージとして明確に打ち出されていました。企業が何を実現しようとしているのか、成長ストーリーに理解を示す投資家も増えているのではないかと感じています。

**牛島** 講演の中で自動車や電気機器メーカーの事例を出していましたが、企業価値は個社特有の優位性、あるいはその会社の属する業界の特性や構造によるものとなるのでしょうか。

**加賀谷** 先ほどの米国の電気自動車メーカーに関しては、業界的に非常に恵まれていることと、会社としての個性や特性の両方があると思います。自動車規制で業界構造が大きく変わる中、電気自動車そのものを作り込む力や電気自動車を有効活用するために必要なリソースを蓄積して安全性などを高めていこうとする取組みを早い段階で始めるなど、競争優位の源泉を複数蓄積している点が期待感に結び付いているものと思います。他方、電気機器メーカーのケースでは2000年頃からガバナンス改革をスタートし企業価値を高めていること、業界としての利益率の高さや成長性が感じられますし、将来に向けて競争優位を獲得するための投資が十分に確保できなかった自動車ビジネスを売却したことも、より成長を期待できるビジネスに資金

を割り当てる企業内メカニズムがあり、かつ財務戦略が伴っている、という成長性への期待感を集めています。つまり、新たなビジネスの機会を創出する上で、産業動向や国の動向は非常に重要な要素になります。それをキャッチできるような人的資本、あるいは組織資本、無形資産を兼ね備えているかというところが重要なポイントになります。社会のメガトレンドに対して自社の強みをどう作り上げていくかという発想をより強化していかなければ、競争力を高めていくことが難しい時代なのかもしれません。

## II 企業価値評価の推進には「自由演技」で将来に向けたストーリーを発信することが大切

**馬野** 今後は有価証券報告書（以下、有報）の中でもサステナビリティ情報の記載が求められ、企業価値評価につながるような情報開示が法定開示の中でも求められます。有報や統合報告書など、さまざまな企業情報開示媒体を企業はどう使い分けていけば良いでしょうか。

**加賀谷** いわゆる「規定演技」として標準化が求められているものに対しては、規制の中で着実に開示をしていくべきですが、その先は各社のスタンスによります。法定開示で求められるのは過去情報が多く、標準化しやすい情報が掲載されやすいため自社の持続的な企業価値創造に関わる取組みを語るには限度があるという見方もありますが、たとえ将来のことであっても有報の中で一貫して開示していくという企業もあります。一方、「自由演技」に比重を置いて自社の価値創造プロセスをしっかりとフィードバックしていきたいという観点から情報チャンネルを選択している企業もあり、各企業が媒体ごとの開示戦略を取り始めていると思います。いずれの場合も、大切なのはどこで何を開示するのか投資家にしっかりと伝え、ステークホルダーに確実に伝わる情報開示を行うことです。

**馬野** サステナビリティの取組みを企業価値評価の訴求につなげるためには自由演技の部分、つまり独自性や将来に向けたストーリー、またどの媒体を使って開示していくかの明確な方針づくりが大切だということを再認識できました。

**牛島** 昨今、財務と非財務の境界が曖昧になってきており、私たちも外部不経済<sup>※2</sup>やインパクトの可視化、計測、費用化に挑戦しはじめています。例えば、温暖化ガスなどはカーボンプライシングといった考え方があり、財務への統合や、投資判断への活用が比較的容

易です。しかし、社会貢献活動や昨今の人的資本などは、今後、会計や企業財務、IRでどのように扱っていくべきでしょうか。

**加賀谷** 確かに、事業が社会に与えるインパクトを費用として、財務あるいは管理会計の世界に織り込んでいく企業はすでに出始めています。しかし、広く社会のベネフィットになることがお客さまの評価に結びついて売上につながる、あるいは社員のモチベーションのプラスになるといったポジティブな効果についてはそうしたロジックがあることは示されつつも、定量的な結びつきは十分に裏付ける企業は皆無であり、まだ仮説段階といえます。

**牛島** 企業によって経営上重視するESG要素やインパクトは異なるので、計測方法の標準化や比較可能性の担保などは難題として残るものの、企業が経営戦略を遂行する上で、振り返ってESGへの投資と財務がどのような結びつきにあるのかを検証するために、まずは取組みを可視化、定量化してしっかり管理できる体制に持っていこうという段階であるということでしょうか。

**加賀谷** おっしゃる通りです。ガバナンス行動を体系的に行っていくプロセス構築の取組みを、各企業で進めている状況にあると思います。

**馬野** サステナビリティ経営や開示は、取組み先行企業であっても難しさを感じていらっしゃる企業も多いと思います。本日のお話で、企業によって取組みステージが異なるものの、自社の価値訴求、長期的な経営の持続という側面から必要な情報を定義し、情報を可視化することの重要性を改めて認識できました。また、その中でTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）で言われている、ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標の4項目で整理しながら、自分たちの取組みの進捗を開示していく、その活動を進めるのに重要な視点を多く得られたと思います。

**加賀谷** 企業価値創造の取組みはかなり長い道のりだと思いますが、前進しなければ取組みは加速していきませんし、前進すること自体が世の中に求められる時代になっています。ぜひサステナビリティ経営に関しての活動を継続的に進めていただければと思います。

**牛島・馬野** 本日は貴重なお話をありがとうございました。

※2 公害など、企業と購買者などの当事者以外に影響を与える不利益が、個人や企業に悪い効果を与えること。



## 当法人サステナビリティ開示推進室からのアップデート

- I 「企業内容等の開示に関する内閣府令案」等の改正対応ポイント
- II サステナビリティ情報開示の国際動向

### I 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案 対応ポイント

内閣府令の改正案は、2023年3月31日以降に終了する事業年度から適用予定となりますが、サステナビリティ全般に関する開示と人的資本・多様性に関する開示の2つが主なポイントとして挙げられます。

改正内容の1つ目は、有報の事業の状況に記載する形で、サステナビリティ情報の記載欄が新設される点です。ここにサステナビリティに関する考え方や取組内容を開示していきますが、この開示においては、ガバナンス・戦略・リスク管理・指標及び目標（TCFDの4つの柱と同様）に整理して記載します。

また、人的資本・多様性に関する開示ですが、主な改正内容の1つ目としては、人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針及び当該方針に関する指標の内容等について、必須記載事項とされている点です。2つ目は多様性に関する指標として、女性活躍推進法等に基づき「女性管理職比率」「男性育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の記載が求められている点です。

この背景として、これまでヒトは「資源」であり「コスト」と考えられてきましたが、近年ではヒトは「資本」であり「投資」の対象として、サステナビリティ経営の重要な要素であると考えられるようになり、企業の重要な無形資産として捉えられるようになっていくことが挙げられます。これらの人的資本・多様性に関する開示については、経営戦略上も重要と考えられる人材戦略の目標をKPIとして定め、その目標達成によりどのような価値を創造し、競争力を確保できるのか、ストーリーをもって示すことが重要と思われれます。

### II 昨年のTCFD情報開示分析から見えてきた今後の気候変動対応の課題

ここでは当法人が2022年に行った日経225銘柄のTCFD開示情報の集計分析から見えてきた課題を共有します。まず、「ガバナンス」については、気候関連リスク及び機会について取締役会での報告体制を構築している企業は9割以上となりましたが、一方で気候変動対応の目標に対するパフォーマンスが社内報酬制

度と結びついている企業は、3割弱程度となっているなど、ESGを意識した経営のためのガバナンス体制の構築に関して取り組むべき課題が残されているといえます。また、「戦略」では、リスクの定量化が充実している傾向が見られましたが、機会の定量化を行っている企業は比較的少なく、双方の開示のバランスが今後の課題になってくると考えられます。

### III 国際動向ではCSRDなどの義務化が進み、日本企業も早急な対応が求められる

海外ではSECの開示規則案やCSRD（企業サステナビリティ報告指令）など規制当局による開示の義務化が急速に進んでいますが、日本企業に特に影響が大きいと思われるのがCSRDです。これまで欧州ではNFRD（非財務情報開示指令）があり、これまではEU域内の上場企業や銀行等のみに適用されていました。しかし、今後はCSRDによってEU域内に進出している日系企業の子会社も含め5万社近くの企業が対象となり、2028年度からは欧州で活動する日本企業も連結ベースでサステナビリティ情報開示の義務を負うこととなります。また、気候変動や環境汚染のほか自社の従業員、バリューチェーンの労働者、影響を受けるコミュニティ、消費者およびエンドユーザーといった多岐にわたるトピックについての開示が求められますので、現状において自社がどこまで対応可能なデータを持っているのかという分析から、早急な対応が必要です。

加えて、CSRD対象企業が報告するサステナビリティ情報については第三者による保証をつけることが義務化されます。欧州では財務諸表監査を行っている法定監査人と同一の監査法人によって非財務情報の保証を行っているというケースが多くありますが、日本では法定監査人による非財務情報の保証が5割程度にとどまっており、今後は日本でも同様の動きが広がってくるものと考えられます。

## 改正企業内容等の開示に関する内閣府令の解説



サステナビリティ開示推進室／品質管理本部 会計監理部 公認会計士 前田和哉

### ▶ Kazuya Maeda

品質管理本部 会計監理部において、会計処理および開示に関して相談を受ける業務、ならびに研修・セミナー講師を含む会計に関する当法人内外への情報提供などの業務に従事している。

＜お問い合わせ先＞EY新日本有限責任監査法人 品質管理本部 会計監理部 E-mail : jp.audit-m-kaikeikanriinbox.jp@jp.ey.com

### I はじめに

2023年1月31日に、改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下、開示府令）「企業内容等の開示に関する留意事項について（開示ガイドライン）」（以下、開示ガイドライン）等が公布・施行されました。

これは、22年6月に公表された令和3年度の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下、DWG報告）における「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」「コーポレート・ガバナンスに関する開示」等の制度整備を行うべきとの提言に基づいた改正となります。

本稿では、改正された開示府令等の内容（＜図1＞参照）について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

### II サステナビリティに関する企業の取組みの開示

#### 1. サステナビリティ全般に関する開示

有価証券報告書等に【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載欄が新設されました（＜図2＞参照）。

【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載欄には、「ガバナンス」及び「リスク管理」について必須の事項として記載することが求められ、「戦略」及び「指標及び目標」は、重要なものについて記載することが求められています（開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）a及びb）。

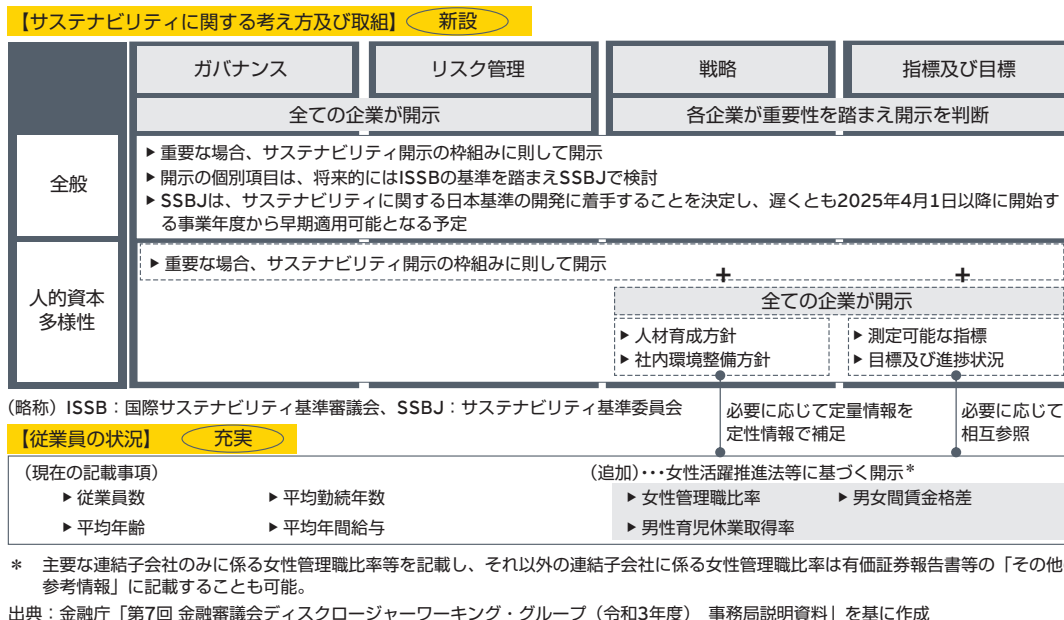
- ▶「ガバナンス」：サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。
- ▶「リスク管理」：サステナビリティ関連のリスク及び

### ▶ 図1 改正された開示府令の概要

サステナビリティ	<b>全般</b> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ サステナビリティ情報の「記載欄」を新設</li><li>▶ 「ガバナンス」と「リスク管理」は、全ての企業が開示</li><li>▶ 「戦略」と「指標及び目標」は、各企業が重要性を判断して開示</li></ul>
	<b>人的資本・多様性</b> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 「戦略」に「人材育成の方針」「社内環境整備の方針」を開示</li><li>▶ 「指標及び目標」に「戦略」に記載した方針に関する指標、当該指標を用いた目標及び実績を開示</li><li>▶ 女性活躍推進法等に基づく「男女間賃金格差」「女性管理職比率」「男性労働者の育児休業取得率」を「従業員の状況」に開示</li></ul>
コーポレートガバナンス	<b>取締役会の機能発揮</b> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 「取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況」の記載欄を追加</li><li>▶ 活動状況には、開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等を開示</li></ul>
	<b>監査役等監査及び内部監査の機能発揮</b> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 監査役等の活動状況について、「主な検討事項」から「具体的な検討内容」へ見直し</li><li>▶ 内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組み（デュアルレポート）の有無を含む）を開示</li></ul>
	<b>株式の状況（政策保有株式）の透明性の確保（上場会社等に限定）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 保有目的が営業上の取引、業務上の提携等の場合、当該事項の概要を開示</li></ul>



▶ 図2 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示



機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。

- ▶ 「戦略」：短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。
- ▶ 「指標及び目標」：サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（以下、パブリックコメントに対する金融庁の考え方）を踏まえると、これらの4つの構成要素の具体的な記載方法は詳細に規定しておらず、現時点では、それぞれの項目立てをせず、一体として記載することも考えられます。この場合、投資家が理解しやすいように、4つの構成要素のどれについての記載なのかが分かるようにすることが有用と考えられます。

なお、サステナビリティ情報について、有価証券報告書等の他の箇所を含めて記載した場合には、【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載欄において、当該他の箇所の記載を参照できるとされています（開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）本文）。

2. 他の書類への参照の可否

有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報の記載事項を補完する詳細な情報について提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができます（開示ガイドライン5-16-4）。なお、提出会社が公表した他の書類は、あくまでも補完情報としての位置付けであり、投資家が真に必要とする情報は、有価

証券報告書等に記載の必要があり、留意が必要です。

パブリックコメントに対する金融庁の考え方を踏まえると、参照可能な他の書類は「任意」に公表した書類のほか、他の法令や上場規則等に基づき公表された書類も含まれると考えられます。また、前年度の情報が記載された書類や将来公表予定の任意開示書類を参照することも可能と考えられます。将来公表予定の書類を参照する場合は、公表予定時期や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれます。

投資家の投資判断上、重要であると判断した事項については、有価証券報告書等に記載する必要がありますが、その記載に当たって情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも可能と考えられます。この場合、概算値であることや前年度のデータであることを記載し、また、記載した概算値が、後日、実際の集計結果から大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書等の訂正を行うことが考えられます。

3. 将来情報の虚偽記載の考え方

サステナビリティ情報等の記述情報における将来情報の記載について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券報告書等に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないこと、また、当該説明を記載するに当たっては、例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容\*の概要とともに記載することが考えられること等が明確化されています。他

\* 例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程。

方、経営者が、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、提出日現在において認識しながらあえて記載しなかった場合や、合理的な根拠に基づかずに重要と認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意が必要です（開示ガイドライン5-16-2）。

また、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等、当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券報告書等の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに虚偽記載等の責任を問われるものではないことが明確化されています（開示ガイドライン5-16-4）。

### Ⅲ 人的資本、多様性に関する開示

人的資本（人材の多様性を含む）に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、「戦略」において、例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を記載し、「指標及び目標」において、「戦略」に記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を記載することが求められています（開示府令第二号様式（記載上の注意）（30-2）c）。

また、提出会社やその連結子会社が「女性管理職比率」「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」を公表する場合には、公表するこれらの指標について、有価証券報告書等の【従業員の状況】においても記載が求められています（開示府令第二号様式（記載上の注意）（29）d、e及びf）。

これらの指標の記載は、企業の判断により、主要な連結子会社のみに係る女性管理職比率等を記載し、それ以外の連結子会社に係る女性管理職比率は有価証券報告書等の「その他の参考情報」に記載することが可能とされています（開示府令第二号様式（記載上の注意）（29）g）。また、提出会社やその連結子会社が、女性活躍推進法等により当事業年度における女性管理職比率等の公表を行わなければならない会社に該当する場合は、当該公表が行われる前であっても有価証券報告書等において開示が求められます。

なお、任意で追加的な情報の記載が可能であることとされています（開示ガイドライン5-16-3）。また、【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載欄における人的資本に関する「指標及び目標」の実績値について、「女性管理職比率」「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」を【従業員の状況】に記載している場合は、その旨を記載することによって省略することができることとされています（開示ガイドライン5-16-5）。

### Ⅳ サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組み（「記述情報の開示に関する原則」（別添）－サステナビリティ情報の開示について－）

令和3年度のDWG報告で提言されたサステナビリティ情報の開示の期待等を踏まえて、サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組みとして、主に次の内容が示されています。

- ▶ 「戦略」と「指標及び目標」について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示が期待されること
- ▶ 気候変動対応が重要である場合「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであり、GHG排出量について、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、Scope1（事業者自らによる直接排出）・Scope2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）のGHG排出量については、積極的な開示が期待されること
- ▶ 国内における具体的開示内容の設定が行われていないサステナビリティ情報の記載に当たって、例えば、国際的に確立された開示の枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）又はそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載すること
- ▶ 「女性管理職比率」等の多様性に関する指標について、連結ベースの開示に努めるべきであること

「女性管理職比率」等の多様性に関する指標の連結ベースの開示に努めるべきという点については、パブリックコメントに対する金融庁の考え方を踏まえると、提出会社における連結ベースの当該指標の記載は、各社単体ではなく、連結会社及び連結子会社において集約した1つの数値で、当該指標を開示することが考えられます。

### Ⅴ コーポレート・ガバナンスに関する開示等

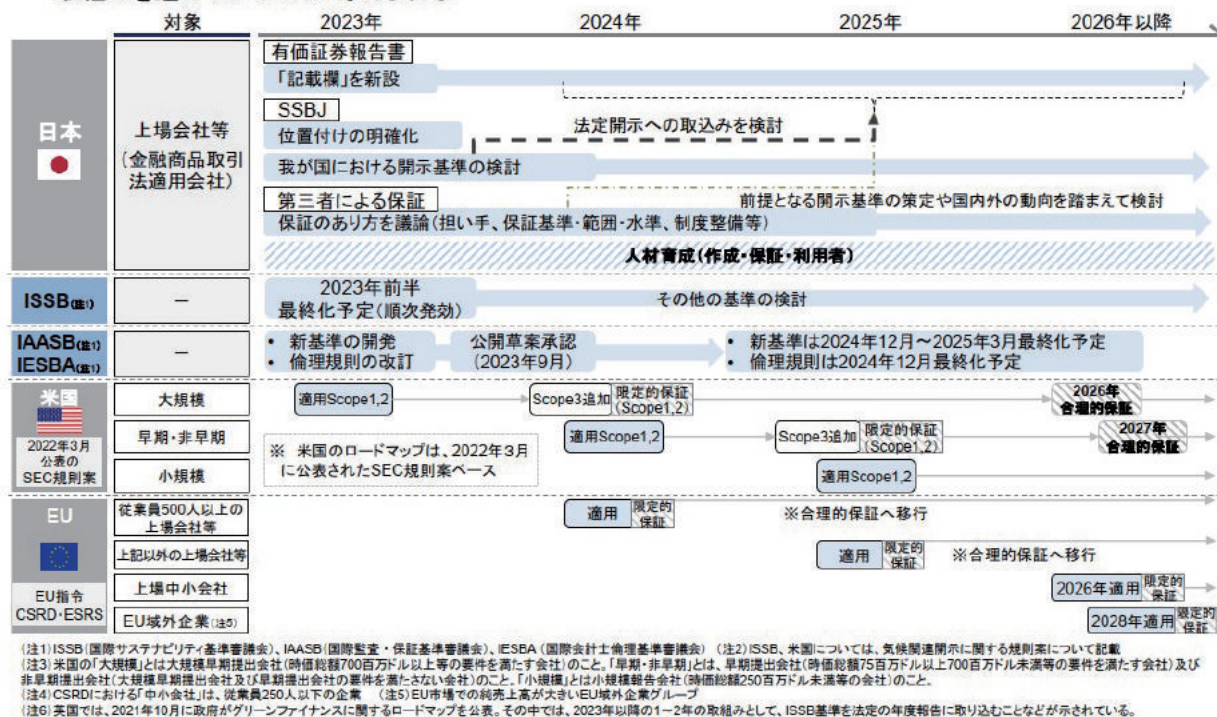
最近事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関し、提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等）を記載することとされています。ただし、企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもののうち、指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当するもの以外のものについては、記載を省略することができるとされています（開示府令第二号様式（記載上の注意）（54）i）。

監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう）の活動状況では、従来、主な検討事項の記載が求められていまし



▶ 図3 我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ（2022年12月公表）

□ 我が国のサステナビリティ開示の充実に向けて、将来の状況変化に応じて随時見直ししながら、以下のような取組みを進めていくことが考えられる



出典：金融庁「我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ」(2022年12月27日公表 [https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20221227.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html))

たが、改正により、具体的な検討内容を記載することが求められています(開示府令第二号様式(記載上の注意)(56)a(b))。

また、内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会や監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組み(デュアルレポーティング)の有無等、内部監査の実効性を確保するための取組みについての記載も求められています(開示府令第二号様式(記載上の注意)(56)b(c))。

パブリックコメントに対する金融庁の考え方を踏まえると、「主な検討事項」から「具体的な検討内容」への用語の見直しは、単に検討した事項だけを開示するのではなく、実際に取締役会又は監査役会において検討された内容の開示を求める趣旨を明確化するものであり、開示事項を実質的に変更するものではないと考えられます。

政策保有株式(保有目的が純投資目的以外の上場株式)については、保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を記載することとされています(開示府令第二号様式(記載上の注意)(58)d(e))。

その他、EDINETが稼働しなくなった際の臨時的な措置として代替方法による開示書類の提出を認めるため、「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」の改正が行われています。

## VI 適用時期

公布日(23年1月31日)から施行され、23年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されます。なお、23年3月30日以前に終了する事業年度に係る有価証券報告書等については、従前の開示府令等が適用されます。ただし、施行日以後に提出される有価証券報告書等について適用することができます。

## VII 我が国におけるサステナビリティ情報の開示制度の今後の動向

22年12月に公表された令和4年度のDWG報告では、サステナビリティ基準委員会が開発する開示基準について、個別の告示指定により我が国の「サステナビリティ開示基準」として設定することで、サステナビリティ開示の比較可能性を確保し、投資家に有用な情報を提供することが重要であることが提言されています。

また、サステナビリティ情報に対する保証について、投資家のニーズや国際的な動向を踏まえ、将来的に当該情報に対して保証を求めていくことが考えられるといった提言も行われています。

併せて、我が国における今後の議論のロードマップが示されています(<図3>参照)。

## 四半期開示制度の動向

品質管理本部 会計監理部 公認会計士 前田和哉



### ▶ Kazuya Maeda

品質管理本部 会計監理部において、会計処理および開示に関して相談を受ける業務、ならびに研修・セミナー講師を含む会計に関する当法人内外への情報提供などの業務に従事している。

＜お問い合わせ先＞EY新日本有限責任監査法人 品質管理本部 会計監理部 E-mail : jp.audit-m-kaikeikanriinbox.jp@jp.ey.com

### I はじめに

2022年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下、DWG報告）において、四半期開示は、コスト削減や開示の効率化の観点から、金融商品取引法の四半期報告書（第1・第3四半期）と取引所規則に基づく四半期決算短信を「一本化」する方向性が示されていました。22年12月に公表されたDWG報告では、「一本化」の具体化に向けた論点を検討し、その方向性について提言が行われています。

本稿では、四半期開示の見直しに関する論点とその方向性に関する提言の内容について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

### II 「一本化」の具体化における各論点

#### 1. 四半期決算短信の義務付けの有無

四半期開示は、中長期の経営戦略の進捗状況を確認する上で有用と考えられているものの、欧州での四半期開示義務の廃止や企業の事務負担を踏まえると、取引所の規則に基づく積極的な適時開示によって、期中に充実した情報が適時に提供される環境が確立できれば、必ずしも一律に四半期開示を求める必要はないという考え方があります。しかし、適時開示が期待通りに行われていないといった指摘等が聞かれるような日本企業の開示の現状を踏まえると、四半期決算短信の任意化は開示の後退と受け取られ、日本市場全体の評

価が低下する懸念等があります。そこで、当面は、四半期決算短信を一律義務付けることが提言されています。

なお、今後の適時開示の充実や企業の開示姿勢の変化、適時開示と定期開示の性質上の相違に関する意見を踏まえ、幅広い観点から将来的な四半期開示の任意化を継続的に検討していくことも提言されています。

#### 2. 適時開示の充実

前記の通り、四半期開示の任意化を検討する前提として、適時開示の充実が重要な考慮要素とされています。企業の積極的な適時開示を促すためには、取引所における好事例の公表やエンフォースメント<sup>\*1</sup>の強化、適時開示ルール<sup>1</sup>の細則主義から原則主義への見直し、包括条項における軽微基準の見直しを継続的に検討することが提言されています。

将来的に、重要な適時開示事項を臨時報告書の提出事由とすることも考えられるとしつつ、対象が過度に広がり企業の負担増加となる懸念があることから、具体化するには、重要な適時開示事項の範囲や、将来情報が含まれる場合の取扱いについて検討していく必要があることも提言されています。

#### 3. 四半期決算短信の開示内容

現行の四半期決算短信は、四半期報告書が開示されることを前提に、速報性の確保と企業負担への配慮から経営成績等の定性的な情報の開示要請を取りやめる等、開示内容が簡素化されてきた経緯があります。

「一本化」後の四半期決算短信について、現行の開示内容のままでは投資判断に必要な情報が十分に提供されない恐れがあります。情報が追加されることに

※1 取引所の上場制度における「実効性確保措置」をいう。



よって四半期決算短信の開示が遅れる懸念があるものの、現状の四半期報告書と同じタイミングであれば許容可能という意見も聞かれています。

今回の見直しが情報開示の後退と受け取られないようにするため、速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強いセグメント情報、キャッシュ・フローの情報等の事項について、従来の四半期決算短信の開示内容に追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが提言されています。

なお、四半期報告書において、直近の有価証券報告書の記載内容から重要な変更があった場合に開示が求められてきた事項については、有価証券報告書の記載事項であることを踏まえると、同じ金融商品取引法上の報告書である臨時報告書の提出事由とすることが考えられるといった提言が行われています。

#### 4. 四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無

「一本化」後の四半期決算短信も、財務情報の信頼性の確保、虚偽記載の早期発見、虚偽記載の動機抑止等の観点から、監査人によるレビューの義務付けを求めるべきという意見があります。しかし、半期報告書<sup>※2</sup>と年度の有価証券報告書に対して監査人によるレビューや監査を行うことで財務情報の信頼性を確保していくことや、取引所規則でプライム市場上場企業に四半期開示を求めているドイツにおいても監査人によるレビューは義務付けられていないことを踏まえ、四半期決算短信については監査人によるレビューを一律には義務付けないことが考えられると提言されています。

ただし、監査人によるレビューを任意で受けることは妨げないとされ、また投資家への情報開示の観点からレビューの有無を四半期決算短信に開示することが提言されています。

加えて、会計不正が起こった場合や内部統制の不備が判明した場合、取引所規則により一定期間、監査人によるレビューを義務付けることが考えられ、その要件や期間については、取引所において具体的に検討を進めることが期待されると提言されています。

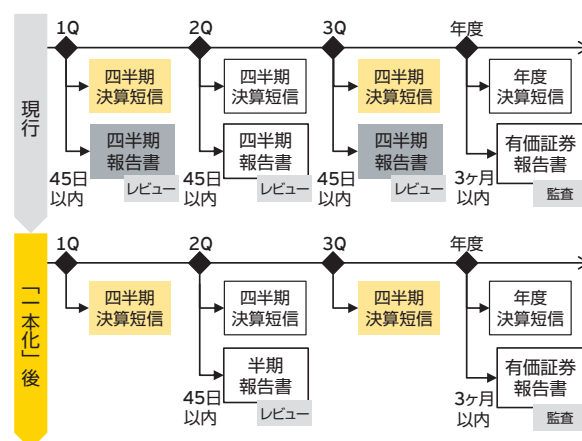
#### 5. 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

第1・第3四半期報告書廃止後、半期報告書及び有価証券報告書において法令上のエンフォースメント<sup>※3</sup>が維持されることから、現時点では「一本化」後の四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントは不要と提言されています。なお、四半期決算短信を含む、取引所の適時開示について、意図的で悪質な虚偽記載が行われた場合には、現行でも金融商品取引法上の罰則の対象になると考えられます。

#### 6. 半期報告書及び中間監査の在り方

上場企業の半期報告書については、現行と同様、第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求め、提出期限を決算後45日以内とすることが提言されています。なお、上場企業である銀行や保険会社等の半期報告書については、破綻処理制度等との関連も踏まえ、金融監督上の観点から、引き続き検討とされており、現行と同様の開示と中間監査が求められることとなります。（＜図1＞参照）

▶ 図1 DWG報告の概要



出典：金融庁「金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告概要」

#### 7. その他

「一本化」後の四半期決算短信や半期報告書に適用する会計基準や監査基準については、金融庁、企業会計基準委員会、日本公認会計士協会などの関係者において、今回の見直しに伴う必要な対応を行うことが提言されています。

また、四半期報告書の廃止に伴い、半期報告書及び臨時報告書の法定開示上の重要性が高まることに加え、特に臨時報告書は、今後、適時開示情報の信頼性の確保の役割をよりいっそう担っていくことが期待されます。これらを踏まえ、半期報告書及び臨時報告書の公衆縦覧期間については、金融商品取引法を改正し、有価証券報告書の公衆縦覧期間及び課徴金の除斥期間である5年へ延長することが提言されています。

### III おわりに

今回のDWG報告では、四半期開示制度の見直しについて、方向性が示されたにすぎず、新たな制度の具体的な内容や制度移行時期については、金融庁、企業会計基準委員会、日本公認会計士協会などの関係者の議論を注視する必要があります。

※2 金融商品取引法において、第1・第3四半期報告書を廃止した後、上場企業では開示義務が残る第2四半期報告書を半期報告書として提出することになる。

※3 金融商品取引法197条の2第6号等で定めに基づき、虚偽記載について民刑事の責任や課徴金などを課すことをいう。

## 請負業における機械学習を活用したデータ分析

アシュアランスイノベーション本部 AIラボ 公認会計士 成行浩史 公認会計士 山本誠一 大藪雄一郎



### ▶ Hiroshi Nariyuki

ITコンサルティング会社を経て、当法人入社後は主に不動産業、製造業等の監査業務、またIFRS導入支援等アドバイザー業務に従事。2020年より異常検知システム等の開発・運用に従事し、Digital Auditの推進に取り組んでいる。



### ▶ Seiichi Yamamoto

ゼネコンの現場管理部門を経て、当法人入社後は主に製造業、サービス業、建設業の会計監査に従事。2018年より機械学習を用いた異常検知システム等の開発・運用に従事し、Digital Auditの推進に取り組んでいる。



### ▶ Yuichiro Oyabu

主に製造業の会計監査および機械学習を用いた異常検知システムの開発・運用に従事し、Digital Auditの推進に取り組んでいる。情報学修士。日本公認会計士協会準会員。

## I はじめに

EYでは監査法人と被監査会社のファイナンス部門が共創しながらデジタルトランスフォーメーション(DX)を進めることで、双方にとって新たな価値が生まれると考えています。これまでの連載で、監査のDXがどのように被監査会社への価値提供(リスクの適時把握やインサイト提供など)につながるかをお伝えしてきました。本稿では、請負業における分析手法について次の点を紹介します。

- ▶ 請負業の会計不正の手口に対応したAI/機械学習を用いた異常点の検知
- ▶ 説明可能AI(貢献度および例示による説明)の技術を用いた異常点の深度ある分析

## II 請負業の特徴と会計不正の手口

### 1. 請負業の特徴

建設業をはじめとした請負業は、一般に発注者からの依頼を受け請負契約を結び業務を行っており、幾つの特徴があります。まず発注者から元請負人へ依頼された仕事について、一次下請け・二次下請けといった多数の下請け会社に関わることがあります。次に、1つの契約(プロジェクト)の規模が大きく工期が長

期にわたり、進捗度に基づき一定の期間にわたって収益を認識するといった特徴があります。

### 2. 会計不正の手口

通常、請負業での業績管理はプロジェクト単位となります。プロジェクト管理責任者は利益管理の責任を任せ、利益達成のプレッシャーにより不正の動機を持つこととなります。また、当責任者は下請け会社への発注権限等を付与されていることが多くあります。その結果、当責任者に権限が集中し、不正の機会が存在する状況となります。進捗度に応じた収益を認識するに当たり、原価の付け替えや時期の操作による発生原価の改ざんや見積工事原価総額の恣意的な操作といった不正のリスクがあります。そこで、進捗度や原価を中心に財務分析をすることが不正発見の観点から有用であると考えます。

次の章にて、請負業の進捗度や原価について異常を検知するための分析手法を紹介します。

## III 請負業におけるデータ分析手法

請負業の特徴を考慮したデータ分析による異常検知の手法はさまざまなものが考えられますが、本稿では、機械学習を利用したデータ分析手法を紹介します。請



負業を営む企業において進捗度に基づき収益を認識している場合、機械学習の技術を用いて次の分析が可能であると考えます。

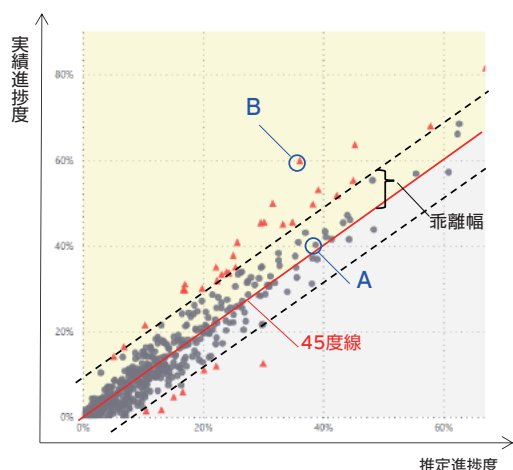
1. 進捗度の異常検知
2. 将来赤字となる可能性の高いプロジェクト
3. 費用発生時期の異常検知

### 1. 進捗度の異常検知

各プロジェクトの進捗度の推移は、その取引種類や規模等によって傾向が現れると考えられます。プロジェクトの種類、担当支店、担当部署、取引価格、費用の総見積額といったプロジェクトの情報、また開始日から終了予定日までの経過期間の割合を説明変数として、経過期間に応じて進捗度がどのように推移するか説明するモデルを構築することで、これまでのプロジェクトのデータから進捗度について推移の傾向を抽出することができます。

モデルに基づく進捗度の推定値と実績値の差分をとり、全体の傾向から乖離するプロジェクトの検知を行う例を紹介します。

▶ 図1 サンプル会社における進捗度の推定値と実績値の比較（推定値と実績値の乖離が一定の乖離幅を、黒丸：超えていない点、赤三角：超えている点）



<図1>は、横軸にモデルの推定する進捗度、縦軸に実績進捗度として各プロジェクトの分布を可視化したものです。推定値と実績値が近似している点は斜め45度線上にプロットされ（A点）、差が大きい点は45度線から乖離した点となります（B点）。この場合、推定値との乖離が大きいB点を示すプロジェクトは全体の傾向から外れており、通常と異なる状況が発生している可能性が高いと判断されます。モデルの精度が一定程度保たれている状態であれば、45度線から一定の乖離幅を設けそこから外れている点（プロジェクト）は進捗度の異常性が高いとし、より詳細な分析を行うといったアプローチが考えられます。

### 2. 将来に赤字となる可能性の高いプロジェクト

前述の通り、見積工事原価総額には恣意性が介在す

る余地があります。赤字が想定されるプロジェクトについては引当金の計上が求められますが、それを避けるために見積工事原価総額を恣意的に低く見積もるリスクが考えられます。そこで、機械学習を利用し、将来に赤字となるリスクの高いプロジェクトを識別する方法を紹介します。

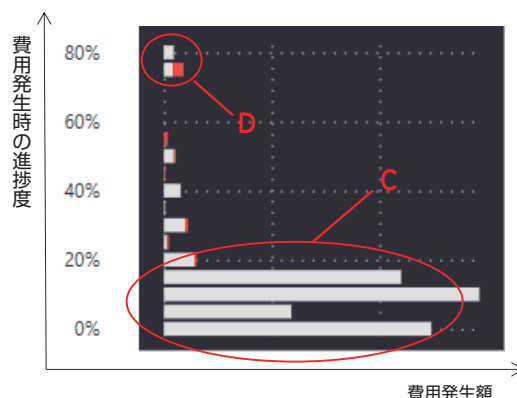
過去のプロジェクトの最終的な損益を基に、プロジェクトに関するさまざまな要素が収益性にどう影響を及ぼしているのかを説明するモデルを構築し、各プロジェクトについて赤字となる可能性を測定することができます。その結果から赤字の可能性が一定の基準を超えたプロジェクトについて、引当金の計上可否を慎重に検討するといったアプローチが考えられます。

例えばある特定の得意先のプロジェクトにおいて、開始直後は黒字であっても最終的に赤字になるケースが過去多く存在する場合、モデルでは過去のデータを統計的に考慮するため、その得意先のプロジェクトがたとえ現時点では黒字の見積りであったとしても、最終的に赤字になる可能性が高いと示唆することができます。人による経験的な推定においても過去の状況を考慮に入れることはできませんが、機械学習により過去の膨大なデータを統計的に活用することで、今まで認識していなかった赤字プロジェクトの傾向を発見する等、プロジェクトに対する新たな気づきを得ることも可能と考えます。

### 3. 費用発生時期の異常検知

次に、請負業における原価付替の不正リスクに対応する分析として、費用発生時期の異常を把握する方法を紹介します。費用の明細とプロジェクトを関連付けることで、費用が計上された時点の進捗度やその他の情報を把握することが可能です。例えば、費用区分ごとに進捗度と発生額や発生件数の関係性を<図2>のようなグラフで可視化し分析することが可能です。

▶ 図2 費用Xにおける進捗度と費用発生額の比較



<図2>における費用Xは、主に進捗度20%以下のタイミングで発生していることが分かります（C）。この場合、進捗度80%付近で発生した取引は発生時期の異常性が高いといえるものになります（D）。例えば、杭工事や内装工事に関連する費用などにおいて、費用発

生のタイミングに一定の傾向が現れることがあります。さらに、費用の明細および関連するプロジェクトの各種情報を用いて、機械学習により費用発生時期の推定を行い、推定値と実績値の差分から異常な取引を特定することが可能です。

棒グラフの赤い部分が機械学習により異常を示した取引であり、進捗度が70%以上のところで多く識別されていることが分かります。このようにして、費用計上タイミングが異常な取引を特定し、取引の妥当性などを深く確認する手順が考えられます。

## IV 説明可能AI (eXplainable AI, XAI) の活用による踏み込んだ分析

前章では最新の機械学習手法を用いて、モデルに会社固有の客観的なデータ形状を学習させることで、特にリスクの高い異常点を提示させることができることを解説してきました。

本章では、説明可能AI (eXplainable AI, XAI) と呼ばれる機械学習モデルの分析技術を活用して、このようなモデルによる異常検知の情報を基に、さらに踏み込んだ分析を行う方法を紹介します。

### 1. 貢献度による異常性の説明

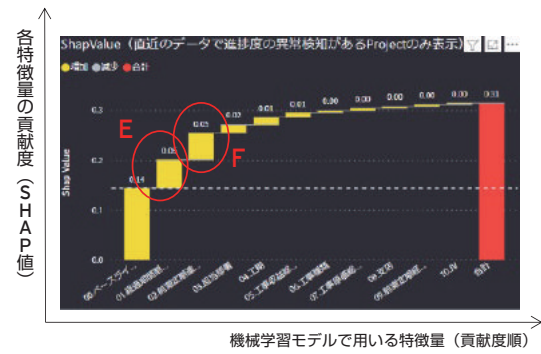
機械学習モデルにより異常性が高いと判定されたプロジェクトに対して、そのプロジェクトのどの要素を重点的に検証するべきか判断する必要があります。このような特定の推定点自体を分析するアプローチは、モデル全体の振る舞いを分析するアプローチと対比して、モデルのローカルな分析と呼ばれることがあります。BIツール等を活用しながら、さまざまな観点から多面的に分析することもできますが、説明可能AIと呼ばれる技術を用いることで、モデルがどのような視点に基づいて当該プロジェクトを異常性が高いと判断したのかを理解し、よりの的を射た異常性の分析を行うことができます。

そのような分析手法として、まずは、各特微量の具体的な推定値への貢献度を踏まえた分析が考えられます。

推定値に対する各特微量の貢献度は、本誌2023年2月号\*でも示した通り、<図3>のようなウォーターフォールグラフによって示すことができます。本節で用いる請負業のプロジェクトに対してグラフを作成すると、経過期間の割合(E)および前測定時の進捗度(F)が、推定値の形成に大きな貢献を果たしていることが分かります。

そこで、大きな貢献を果たしていると説明された特微量である「経過期間の割合」(横軸)と「前測定時

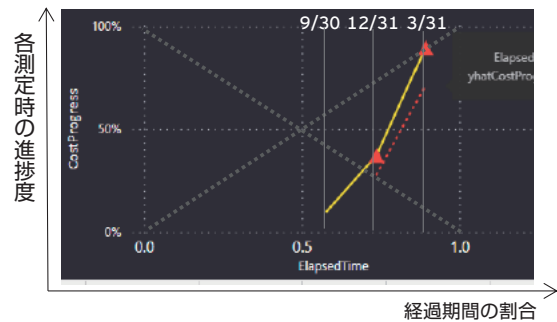
▶ 図3 推定値に対する各特微量の貢献度



の進捗度」(縦軸)の観点からの分析へ移行することができます。<図4>の赤の破線の推定進捗度と、黄色の実線の実績進捗度を比べてみると、まだプロジェクト終了予定日まで一定の期間が残っているのにも関わらず、黄色の実線では進捗度は100%に近い水準まで進捗していることが分かります。一方で、赤い破線はプロジェクト終了予定日に向けてほぼ直線的な推移をしていることが分かります。

また、横軸の経過期間の割合を具体的な日付に対応させますと(図中縦の実線)、進捗度の著しい増加が年度末にかけて起きていることが分かります。

▶ 図4 貢献度による説明を踏まえた深堀分析①



このように貢献度による説明を踏まえることで、分析対象プロジェクトの異常性について、重要となる要素に焦点を当てて解釈や検討ができるようになります。例えば、今回のケースではプロジェクトの進捗度は主に経過期間の割合により説明ができるため、経過期間の割合との関係を見ながら進捗度の異常性について検討することになります。年度末付近に著しく進捗度が増加しているものの、過去のデータに基づけば一定の期間が残っている状況ではそういったことはまれであり、モデルでは直線的な推移を想定した進捗度を算出したことで、推定値と実績値の乖離が生じたと解釈が可能です。

モデルの構築の際に過去のさまざまなプロジェクトのデータが考慮されているため、今回のような一定の

\* 本誌2023年2月号「試算表を用いた連結子会社のリスクの識別」



工期が残っているといった状況も進捗度の推定に当たり考慮されます。しかし、当然ながら機械学習モデルは完璧ではなく、モデルが考慮していない個別的な要因により推定値と実績値に乖離が生じることになります。この個別的な要因の中には不正な操作のほか合理的なものも多く含まれると考えられるため、乖離の要因が合理的なものなのかどうかという検討が必要になってきます。その際、例えば同じような一定の期間が残っている状況で異常ではなかったケースなどとの比較が、プロジェクトごとの状況やさまざまな要素や違いがモデルに勘案されているか否か、また乖離が合理的なものかといった検討に有用なことがあります。

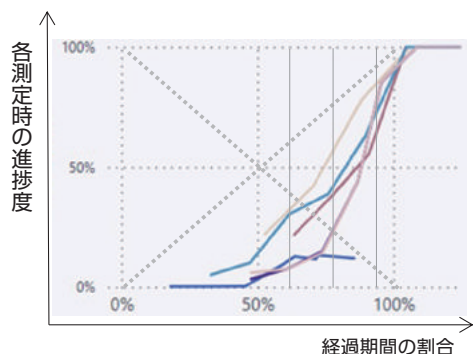
## 2. 例示による異常性の説明

そこで、類似度指標を定義して同様のプロジェクトを検出する下記の分析アプローチを考案することができます。本誌2023年2月号\*でも紹介したように、識別した異常点と他のデータ点との類似度として、異常点の具体的な推定値への貢献度の大きさに応じて特徴量の類似度を算定した類似度指標を定義することができます。そして、次のようなプロジェクトをそれぞれ類似度指標が高い順に提示することができます。

- ① 推定値と実績値の乖離が小さく異常と判断されなかったプロジェクト（ベンチマーク）
- ② 分析対象プロジェクトと同様に推定値と実績値の乖離が大きく異常と判断されたプロジェクト（レコメンデーション）

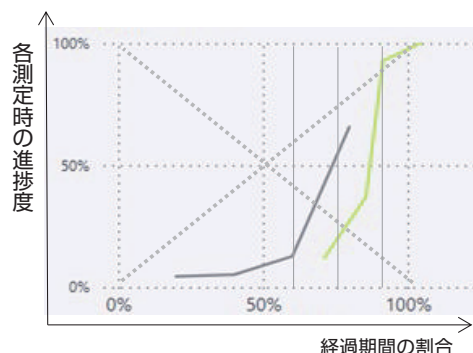
ベンチマークは、類似する正常な比較対象プロジェクトとして、分析対象プロジェクトの推移が対象企業の他のプロジェクトでも一般的なことであるのか、それとも、やはり対象企業の他のプロジェクトと客観的に比較しても珍しいものなのかを分析することができます。＜図5＞からは、終了予定日に向けた直線的な進捗推移をたどる類似プロジェクトが多数あることを読み取れるため、終了予定日まで一定の期間を残しているにもかかわらず著しく進捗度が増加することは、他のデータと比較した上でも、やはり珍しいものであると、客観的に根拠付けることができます。

▶ 図5 類似度を用いた例示による説明（ベンチマーク）



このようなベンチマークの分析により、他の類似する正常データ点と比較した上でもやはり分析対象が特異なデータ点であることに一定の客観的な心証を得た上で、＜図6＞のレコメンデーションを用いれば、同様に異常を検知した類似プロジェクトを芋づる式に抽出することができます。このことにより、例えば、ある特定の担当支店や担当部署にのみ、このような異常な案件が集中していることに気付くことができるかもしれません。

▶ 図6 類似度を用いた例示による説明（レコメンデーション）\*



\* プロジェクト終了まで一定の期間があるにもかかわらず著しく進捗度が増加している異常点が提示される。

## 3. 説明可能AIを活用した異常性分析を踏まえた次なるアクション

前述のような説明可能AIを活用することで、深度ある異常点分析を行えます。これまでの全体の傾向から見て、非常にまれな形で進捗度が変化しているプロジェクトを特定し、担当支店や担当部署ごとの類似プロジェクトの有無などを分析します。その上で、個々の状況を確認するといった全体の傾向を理解した上で、のリスクにフォーカスしたアプローチが考えられます。

## V おわりに

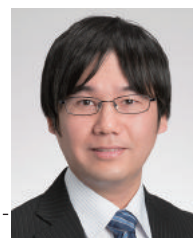
当法人ではこのような分析手法をシステム化した「進捗度異常検知ツール」を開発しており、監査チームに提供するオペレーション体制が整備されています。高度な分析によるリスクに応じたソリューションについて、今後もさまざまな分析ツールを展開予定です。

### お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人  
 アシュアランスイノベーション本部 AIラボ  
 E-mail : hiroshi.nariyuki@jp.ey.com  
 E-mail : seiichi.yamamoto@jp.ey.com  
 E-mail : yuichiro.oyabu@jp.ey.com

## 2023年3月期IFRS決算留意事項

品質管理本部 IFRSデスク 公認会計士 竹下泰俊



### ▶ Yasutoshi Takeshita

2007年に当法人大阪事務所に入社。主として医薬品、化学品等の製造業、サービス業などの会計監査に携わる。17年よりIFRSデスクに所属し、製造業などのIFRS導入支援業務、IPO支援業務、研修業務、執筆活動などに従事している。当法人 シニアマネージャー。  
 <お問い合わせ先>EY新日本有限責任監査法人 品質管理本部 IFRSデスク Email: ifrs@jp.ey.com

### I はじめに

IFRSに準拠して財務諸表を作成している企業は、新たに公表された基準書や解釈指針書を確認して、その影響を調査し会計処理及び表示・開示を検討する必要があります。本稿では、2023年3月期に新たに適用される基準書を網羅的に解説するとともに、最近の社会・経済環境に鑑みて再確認すべきIFRSの基準書についても取り上げています。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。

### II 2023年3月期に新たに適用される基準書

2023年3月期には<表1>に示した基準書が新たに適用されます。

#### 1. 概念フレームワークへの参照（IFRS第3号「企業結合」の改訂）

IFRS第3号は企業結合時に認識する負債は概念フレームワークの定義を満たさなければならないと定めています。2018年に改訂された概念フレームワークで定義されている負債は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」やIFRIC第21号「賦課金」で定められている負債よりも範囲が広いため、企業結合後の

Day2以降にそれらの基準書に従うと、企業結合時に認識された負債が取り崩されて利益が生じるという問題がありました。この問題を回避するためにIFRS第3号が改訂され、IAS第37号又はIFRIC第21号を適用する負債を企業結合で引き受けた場合には、概念フレームワークではなく、個別の基準書を適用します。

#### 2. 有形固定資産―意図した使用の前の収入（IAS第16号「有形固定資産」の改訂）

IAS第16号は、有形固定資産の取得原価には、経営者が意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態に置くことに直接起因するコストを含めると定めています。改訂前のIAS第16号は、この直接コストに試運転コストが含まれ、その試運転コストからは、試運転時に生産した見本品等の売却収入を控除すると定めていました。改訂後のIAS第16号では、見本品等の売却収入を試運転コストから控除するのではなく、当該物品のコストとともに純損益に認識することになります。

#### 3. 不利な契約―契約履行のコスト（IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の改訂）

不利な契約とは、「契約による債務を履行するための不可避免的なコストが、当該契約により受け取ると見

▶表1 2023年3月期決算に適用される新基準の一覧

No.	改訂基準書	発効日
1	「概念フレームワーク」への参照（IFRS第3号「企業結合」の改訂）	2022年1月1日
2	「有形固定資産―意図した使用の前の収入」（IAS第16号「有形固定資産」の改訂）	2022年1月1日
3	「不利な契約―契約履行のコスト」（IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の改訂）	2022年1月1日
4	「IFRS基準の年次改善2018-2020」（IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第9号「金融商品」、及びIAS第41号「農業」の改訂）	2022年1月1日



込まれる経済的便益を上回る契約」と定義されています。また、この定義に含まれるコストは「契約履行コスト」と「契約不履行により発生する補償又は違約金」のいずれか低い方とされています。この契約履行コストの範囲に実務上ばらつきが見られましたが、IAS第37号の改訂によりその範囲が明確化されました。改訂の結果、増分コスト<sup>\*1</sup>だけでなく、契約を履行するために必要となる活動について生じる他のコスト（例えば、契約活動のために使用する機械の減価償却費等）も契約履行コストに含まれることとなります。

#### 4. IFRS基準書の年次改善2018年－2020年

年次改善から、IFRS第9号「金融商品」の修正について解説します。

金融負債の新たな又は修正された契約条件が当初の金融負債の条件と大幅に異なるか否かを評価する際（10%テスト）に、当該計算に含める手数料の範囲について、借手・貸手間で受け払いされる手数料、及び借手又は貸手が他方に代わって受け取った又は支払った手数料のみを含めることが明確化されました。

その他、IFRS第1号において、在外営業活動体の換算差額累計額の測定に係る要求事項、IAS第41号の公正価値測定に係る要求事項の修正が行われています。

### III その他の考慮事項

当期は、地政学的リスクやそれに伴う物流コスト高、金利変動、為替変動等の世界的な経済環境の変化がみられます。また近年急速な動きを見せているサステナビリティの世界でも特に緊急性が高いテーマである気候関連事項の財務諸表への影響も考慮する必要があります。本章では、こういった事項を会計処理で考慮するために関連するIFRSの基準書について解説します。

#### 1. 主な基準書における金利変動の影響

##### (1) 引当金（IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」）

資産除去債務等の負債決済までの期間が長期になる場合には、将来の決済金額を貨幣の時間価値に対する現在の市場評価とその負債に特有のリスクを反映した税引前割引率で割り引きます。期末において割引率の見直しが求められますが、市場金利のボラティリティーがより高い場合には、企業は引当金の割引率を報告期間中に見直すことも考えられます。

##### (2) 固定資産の減損（IAS第36号「資産の減損」）

市場金利の上昇に伴う回収可能価額を算定する際に使用する割引率の上昇や将来キャッシュ・フローの不確実性の高まりにより、固定資産の減損リスクが高ま

ります。

##### (3) 退職後給付債務（IAS第19号「従業員給付」）

退職後給付債務の算定において使用する割引率は、退職後給付債務と通貨や期日が整合する優良社債の（報告期間の末日現在の）利回りを参照します。基本的に名目割引率を採用するため、割引率に対してインフレ調整を行わないこととなります。

##### (4) 為替換算（IAS第21号「外国為替レート変動の影響」）

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」では、外貨建取引を換算する際取引日レートを使用することが原則となっていますが、著しい変動がない場合に一定期間の平均レートの使用が認められています。この例外が適用可能かどうかについては慎重な判断が求められます。特に期中の為替レートの変動が著しい状況で取引日レートをを用いて換算した結果との乖離<sup>(乖)</sup>が大きい場合には、使用する平均レートの算定方法の見直しが必要となります。

#### 2. 気候変動の考慮

気候変動に関する特定のIFRSの基準書は存在しないものの、特に会計上の見積りを考慮する際には気候関連リスクや機会を検討する必要があります。例えば、気候変動による物理的リスクにより現在使用している固定資産が損傷、摩耗又は劣化するリスク、新たなビジネスに転換する機会がもたらすキャッシュ・フローが改善する可能性等が固定資産の減損会計や、耐用年数の見積り、資産除去債務の算定に影響することがあります。その他、IFRS第13号の公正価値測定、IFRS第9号の金融商品等、さまざまなIFRSの基準書が関連するため現行の基準書を十分に検討する必要があります。また気候関連リスクに係るIASBの動向にも注視が必要で<sup>\*2</sup>。

### IV おわりに

2023年3月期において新たに適用される基準書には著しく重要な影響を与えるものは多くないと考えられますが、関連する取引が発生した場合には、会計処理だけでなく関連する開示要求事項も確認することが大切になります。また、近時の社会・経済環境に鑑みると将来予測の際に不確実性を考慮する項目が多岐にわたるその複雑性が増しています。このような状況に対応するためには、新たに適用される基準書だけでなく関連する既存の基準書にも目を行き届かせて決算に向けて再確認することも重要になります。

<sup>\*1</sup> 当該契約がなかったとした場合に企業が回避することとなるコストで、例えば直接材料費や直接労務費が該当する。

<sup>\*2</sup> IASBは2022年～2026年の作業計画として気候関連リスクについての維持管理及び一貫した適用のプロジェクトを作業計画に追加することを決定している。

## 開示から見る「小売業収益認識会計基準適用初年度の振り返り」

小売セクター 公認会計士 松下 洋 公認会計士 津田昌典 公認会計士 大浦佑季



▶ **Hiroshi Matsushita**

第3事業部及び品質管理本部 会計監理部を兼務。



▶ **Masafumi Tsuda**

第1事業部名古屋事務所及びアシュアランスイノベーション本部アシュアランステクノロジー部を兼務。



▶ **Yuki Oura**

第3事業部及び品質管理本部監査監理部を兼務。

### I はじめに

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下、収益認識会計基準)が2022年3月期決算から原則適用されています。

そこで、本稿では、2022年3月期決算期企業のうち、東証、金融庁での業種区分がいずれも小売業とされている134<sup>\*1</sup>社の収益認識会計基準に関する開示状況を分析しています。文中の意見に関わる部分は筆者の私見である点はあらかじめ申し添えます。

### II 開示に関する分析

#### 1. 会計方針の変更に関する注記

収益認識会計基準の適用に伴う会計方針の変更は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するため、連結財務諸表(または財務諸表)上、会計方針の変更として注記することが求められています(連結財務諸表規則14条の2、財務諸表等規則8条の3 1項)。

分析対象会社のうち、収益認識会計基準の適用について会計方針の変更に関する注記を記載していた128社における影響額の開示状況を集計したところ、

<表1>及び<表2>に示す結果となりました。

▶ **表1 会計方針の変更に関する注記における影響額の開示状況①**

影響額の記載状況	会社数	
	貸借対照表	キャッシュ・フロー計算書
記載あり	24	9
軽微の旨記載	10	18
記載なし	94	101
合計	128	128

▶ **表2 会計方針の変更に関する注記における影響額の開示状況②**

損益計算書				会社数
売上高	売上原価	販売費及び一般管理費	段階損益	
影響額の記載あり				28
影響額の記載なし				18
軽微の旨記載				15
影響額の記載あり	影響額の記載なし	影響額の記載あり	影響額の記載なし	12
影響額の記載あり		影響額の記載なし		11
影響額の記載あり	影響額の記載なし		影響額の記載あり	10
その他				34
合計				128

<表1>より、収益認識会計基準の導入による貸借対

\*1 主なもののみを集計しているものや重複がある場合、本稿中の表と合計が一致しないものがある。



照表またはキャッシュ・フロー計算書への影響があった会社はそれぞれ20~30社程度と、少なかったことが分かります。他方、<表2>より、損益計算書については、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、段階損益（以下、損益計算書項目）の全てについて影響額を記載していた会社が最多の28社となっていることや、売上高と販売費及び一般管理費や売上高と売上原価といった損益計算書項目のいずれかについて影響額を記載している会社が多かったことから、小売業においては収益認識会計基準の導入に伴う損益計算書への影響があった会社が多いことがうかがえます。

また、会計方針の変更に関する注記に記載されている取引の内容を集計したところ、<表3>に示す結果となりました。

▶表3 会計方針の変更に関する注記における取引内容の開示状況

取引の内容	会社数
自社ポイント	49
代理人取引	42
他社ポイント	17
フランチャイズ加盟金等	8

<表3>からは、小売業においては代理人取引による総額処理から純額処理への変更や自社ポイント制度によるポイント引当金から契約負債への変更という点で多くの企業に影響があったことが分かります。

## 2. 重要な会計方針

収益認識会計基準80-2項では、顧客との契約から生じる収益に関する重要な会計方針として、①企業の主要な事業における履行義務の内容②企業が当該履行義務を充足する通常の時点を注記することが求められています。また、企業が重要な会計方針に該当すると判断した事項が記載されることとなります。3月決算の小売業では、<表4>の通りの開示がなされています。

▶表4 小売業の会計方針

主な収益認識時点			
引渡	一定期間	出荷	検収
81	36	24	10
主な履行義務			
商品販売	ポイント	本人代理人	フランチャイズ
102	37	37	19

小売業の履行義務の充足時点としては、引渡時点としている事例が非常に多く見られました。その他、長期保証サービスやフランチャイズ契約のような履行義務については一定期間にわたり収益を認識していることを示す事例やEC販売などについて出荷基準を記載する事例も多数見られました。履行義務の内容としては、商品販売の他、ポイント制度に関する履行義務や代理人に該当する具体的な取引を記載している事例などが見られました。小売業の中でも各社が展開する事業はさまざまであり、主要な事業ごとにどのような履行義務があり、どの時点で収益を認識しているかを分析した上で、開示されていることがうかがえます。

## 3. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解情報

収益認識会計基準80-10項では、顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した注記が求められています。今回の分析対象会社のうち37社が<表5>の通り、分解情報における主要な要因について、1つの区分での開示となっていました。全体の3割弱となっており、単一の事業で多店舗展開をしている会社が見て取れました。

▶表5 収益の分解情報の開示状況①

分解情報の区分数	会社数
単一	37
複数	95

▶表6 収益の分解情報の開示状況②

分解情報	会社数
商品種類	54
販売形態	22
履行義務の充足による収益の認識	13
地域別	6

対して、分解情報を複数の要因で区分し開示している会社では商品の種類ごとに分解している会社が54社と一番多く、続いて販売形態、履行義務の充足による収益の認識、地域別となっていることが<表6>にて確認できます。

また、分解情報における主要な要因ごとの区分数としては最大で10区分、最小で2区分、平均3.7区分との結果が見て取れます。さまざまな業態や業種を有する小売業では、分解情報も多様な要因を有しているこ

とが読み取れます。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

当該情報では、1) 契約及び履行義務に関する情報 2) 取引価格の算定に関する情報 3) 履行義務への配分額の算定に関する情報 4) 履行義務の充足時点に関する情報 5) 収益認識会計基準の適用における重要な判断の注記が求められています。

多くの事例で、2.の重要な会計方針に記載の情報を参照するパターンが採用されていました。履行義務の内容や充足時点の他で多く記載されていたのは、重要な支払条件でしたが、大半が短期間であったという点は小売業における特徴の1つであると考えられます。その他には取引価格の算定に関する情報が多く見られましたが、中でも重要な金融要素がない旨、返品や値引を取引価格から控除している旨、代理人取引は純額としている旨の記載がされているケースが多くありました。一方で、履行義務の配分額への算定（変動対価を含む）などを記載しているケースはあまり見られませんでした。

### (3) 当期及び翌期以降の収益を理解するための情報

当該情報では、契約資産及び契約負債の残高等（収益認識会計基準80-20項）及び残存履行義務に配分した取引価格の注記（収益認識会計基準80-21項）が求められています。契約資産を注記している例はほとんどなく（1社）、＜表7＞の通り、契約負債について内容を記載している事例ではポイントなどを記載する事例が多くありました。また、残存履行義務に配分した取引価格については、実務上の便法<sup>※2</sup>により省略している旨を明示している事例の他、契約負債に比べ

商品券を記載する事例が多く見られました。これは収益認識を見込む期間が長期になる傾向があり、多数の会社で開示対象とされたものと考えられます。

## Ⅲ おわりに

収益認識会計基準に関する注記においては、会計基準で定める注記の全てを漏れなく開示するのではなく、開示目的に照らして重要と判断された事項が記載されることとなります。すなわち、前述の分析の結果は、開示目的に照らして企業自らが重要であると判断した事項であるため、小売業における重要論点を理解する手がかりになるものと考えられます。本稿が皆さまの開示検討や論点検討、同業他社企業の分析の一助になれば幸いです。

#### お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人  
小売セクター  
E-mail : hiroshi.matsushita@jp.ey.com  
E-mail : masafumi.tsuda@jp.ey.com  
E-mail : yuki.oura@jp.ey.com

▶表7 小売業の契約負債、残存履行義務の分析

主な契約負債

ポイント	加盟金	商品券	保証
32	8	7	7

主な残存履行義務

実務上の便法	商品券	ポイント	加盟金
48	10	11	4

※2 収益認識会計基準80-22項では、以下の場合には、残存履行義務に配分した取引価格に含めないことができるとされている。

- (1) 履行義務が、当初に予想される契約期間（第21項参照）が1年以内の契約の一部である。
- (2) 履行義務の充足から生じる収益を適用指針第19項に従って認識している。
- (3) 次のいずれかの条件を満たす変動対価である。
  - ① 売上高又は使用量に基づくロイヤルティ
  - ② 第72項の要件に従って、完全に未充足の履行義務（あるいは第32項(2)に従って識別された単一の履行義務に含まれる1つの別個の財又はサービスのうち、完全に未充足の財又はサービス）に配分される変動対価



# 出版物のご案内

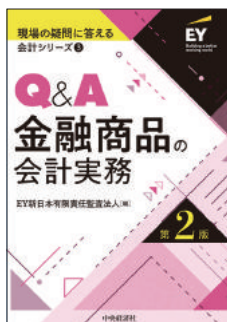
詳細は [www.ey.com](http://www.ey.com) (出版物) をご覧ください。  
ご希望の方は書店にてお求めいただくか、出版社へ直接お問い合わせください。



## 図解でスッキリ 収益認識の会計入門 (第2版)

▶ A5判/232ページ 中央経済社 価格2,400円+税

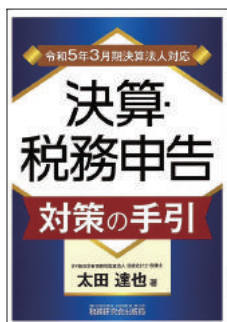
収益認識会計基準の改正を受け、図解でスッキリ「収益認識の会計基準」も第2版としてリニューアル！もちろんコンセプトはこれまで通り、図解やキャラクター、そして専門用語でない一般用語を用いた解説で、会計に関するモヤモヤ感を「スッキリ」させることです。表示・開示の最後の仕上げにお役立てください。



## 現場の疑問に答える会計シリーズ③ Q&A金融商品の会計実務 (第2版)

▶ A5判/219ページ 中央経済社 価格3,000円+税

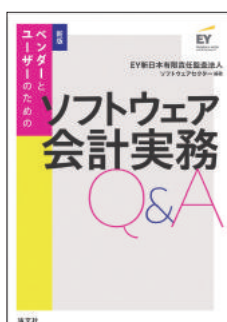
本書では、金融商品会計の基本から有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、ヘッジ会計、複合金融商品まで網羅的に解説しています。また、第2版では時価の算定に関する会計基準の公表を反映しました。金融商品の会計実務に携わる方におすすめの一冊です。



## <令和5年3月期決算法人対応>決算・税務申告対策の手引

▶ A5判/568ページ 税務研究会出版局 価格2,600円+税

令和5年3月期以降の年度決算を迎えるにあたって、会社計算規則、会計基準、適用指針、税法の法令・通達等の内容を踏まえた適正な決算および申告を行うことが必要不可欠です。最新の会社計算規則、会計基準、適用指針や税制改正の内容を十分に理解・整理した上での的確な対応が求められ、令和5年3月期以降の年度決算については会計および税務の両面において重要な改正事項があり、決算・申告にあたっては事前の入念な準備・検討が必要です。本書では、令和5年3月期決算に向けて万全の準備ができるよう、記載例や申告調整方法など、詳しく解説しています。



## ベンダーとユーザーのためのソフトウェア会計実務Q&A (新版)

▶ A5判/544ページ 清文社 価格4,600円+税

ソフトウェア取引の会計実務について、ソフトウェアの提供企業および利用企業の両者の視点で、分かりやすくQ&A形式でまとめました。ソフトウェア業の取引慣行や特徴の紹介、クラウドサービスやアジャイル開発などソフトウェア業界特有の事象に対する会計処理上のポイント、収益認識会計基準の取扱い、会計不正事例を踏まえた内部統制の留意事項、研究開発費の税務上の取扱いなど、幅広い内容を解説しています。



# Trend watcher

## 近時におけるアクティビストの潮流

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) EYパルテノン ストラテジー 中村拓海 笹岡武史

### ▶ Takumi Nakamura

15年にわたり、上場企業の企業価値向上に向けたIR活動、SR活動のアドバイス業務に従事。対大手アクティビストを中心とした多数のプロキシアドバイザー経験を有する。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) マネージャー。



### ▶ Takefumi Sasaoka

キャリアスタートから一貫して上場企業の企業価値向上にむけたIR活動、SR活動のアドバイス業務に従事。ラージキャップからスモールキャップ企業まで幅広い企業をクライアントに、平常時支援からアクティビスト案件や敵対的買収案件などの緊急時支援までさまざまなプロジェクト経験を有する。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) マネージャー。



## I はじめに

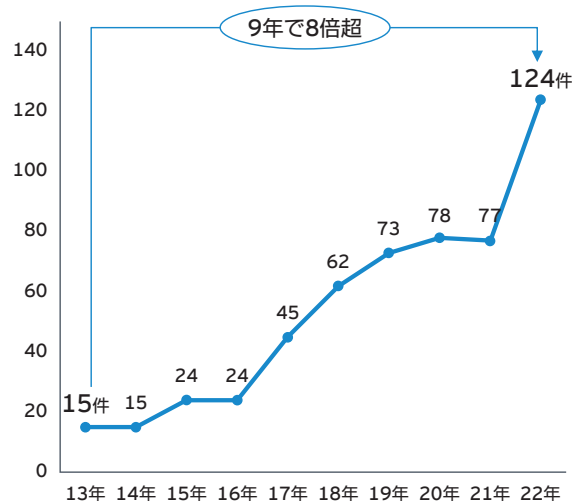
コロナ禍により、日本企業に対する活動が一時限定的になっていたアクティビストの動きが再び活発化しています。アクティビストは米国の年金基金や大学基金から通常5年や10年といった超長期間のロックアップを前提に運用資金を受託しており、足元の2年間程度はコロナ後を見据えた日本企業に対する新たな「仕込み」の期間であったとも考えられます。これは後述するアクティビストのキャンペーン内容の変化に顕著です。今回は日本における日本企業に対するアクティビスト活動の件数の変化とその要求内容の変化についてまとめたいと思います。

## II 日本におけるアクティビストキャンペーンの推移

日本企業に対するアクティビストキャンペーン数は2022年12月末時点で124件とこの9年間で約8倍に急増しています（<図1>参照）。これは主に3つの要因が考えられます。第一に、15年の東証によるコーポレートガバナンス・コード制定に伴う上場企業のガバナンス改善や、経済産業省の「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクトの最終報告書（通称：伊藤レポート）の公表による日本企業の資本効率改善期待などが考えられます。第二に、長期的な低金利を背景とした金余りから大量の資金がアクティビストに流入したこ

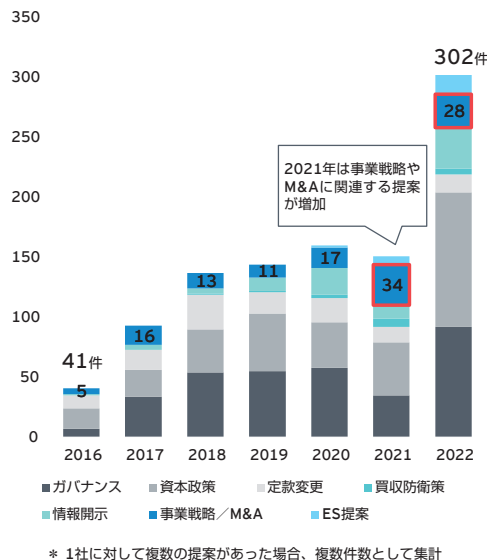
とで、アクティビストがこれまでにない規模にまで巨大化したこと、第三に、アクティビストがこれまで主戦場としてきた米国企業ではターゲットとするべき上場企業数が少なくなり、投資する上での競争が激しくなったことから、新たな投資先企業を模索する必要が出てきたことが考えられます。このような状況下で、日本企業はPBRやTSR（Total Shareholder Return：株主総利回り）が欧米企業と比較して相対的に低いとされ、また、上場企業の平均時価総額が小さいことから、アクティビストが比較的参入しやすい環境であったことが考えられます。

▶ 図1 日本企業に対するアクティビストキャンペーンの推移（社数ベース）



出典：Activist Insightより当社集計（重複集計）

▶ 図2 日本企業に対するアクティビストキャンペーン\*の推移（提案内容ベース）



出典：Activist Insightより当社集計

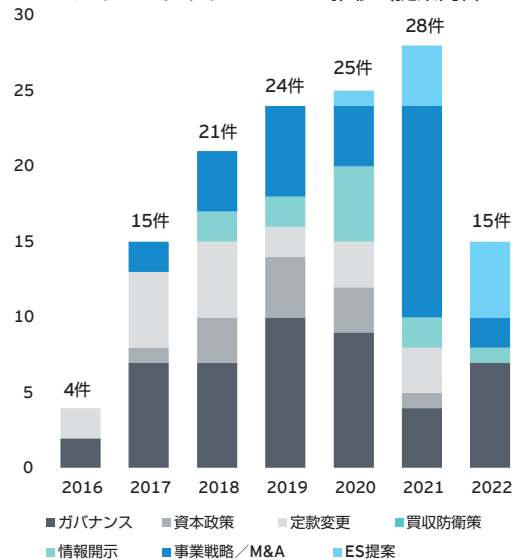
### III 日本企業に対するキャンペーン内容の移

従来、アクティビストは投資先企業に対して、ガバナンスの改善要求をベースに増配や自社株買い等の株主還元強化を提案することが一般的でした（＜図2＞参照）。この動きは引き続き足元でも確認することができ、アクティビストのもっともオーソドックスな投資先企業へのアプローチであることが認められます。一方、近年増加傾向にあるのは投資先企業の「事業戦略」「M&A」に対するアクティビストキャンペーンです。＜図2＞の通り、コロナ禍後の21年には34件と大きくその数を増加させており、アクティビストの新たなキャンペーン手法として注目が集まっています。その内容も、事業ポートフォリオの見直し、オペレーション効率性の向上、子会社再編への反対など多岐にわたっています。

このようにアクティビストの手法に大きな変化が生じた背景には、従来のような単純な株主還元強化を求めるだけでは他の株主から支持を得ることが難しくなったことが考えられます。伝統的な投資家を中心とした世界の機関投資家は、ESGの高まりもあり、投資先企業よりも中長期的な企業価値向上に関心を強めています。一時的な株主還元強化等による短期的な企業価値の向上は、むしろ中長期的な企業価値向上の阻害要因となるとの意識の高まりから、伝統的な投資家はこのようなアクティビストの主張に対して急速に関心を失っています。

一方、何らかの原因により本来あるべき企業価値を実現できていない企業が多く存在することも事実であり、その本質的な問題を指摘、改善させることで企業価値の向上を実現したいと考える投資家は多く存在しています。アクティビストはこのような世界中の伝統的な機関投資家が抱える不満をうまく抱え込むことで彼らと協調しています。アクティビストは中長期的か

▶ 図3 時価総額1兆円以上企業の日本企業に対するアクティビストキャンペーンの推移（提案内容ベース）



出典：Activist Insightより当社集計

つ本質的な問題を投資先企業へ提起し、他株主と協調することで圧力をかけています。

こうした動きはアクティビストに新しい投資手法をもたらしています。従来、アクティビストが投資先企業に対してアクションを起こす場合、10～20%程度の株式を保有してある程度の影響力を事前に持つ必要があります。近年の協調型の場合、アクティビスト自身の保有比率は数%（場合によっては1%に満たない場合もあります）で十分であり、これはアクティビストのターゲット企業がより大型化する可能性を示しています。22年は減少したものの、時価総額1兆円以上の企業に対するアクティビスト活動は徐々に増加しており、キャンペーン内容も多様化しています（＜図3＞参照）。

### IV おわりに

日本におけるアクティビストの活動範囲は年々広がりを見せており、いまや数社に1社はアクティビストが株主になっていると言われます。アクティビストの主張はもはや短期的かつ非現実的なものではなく、多くの他株主から強い支持を受け、一見すると中長期的な企業価値向上に資するものに見えます。ただし、アクティビストの主張は企業の長期的な成長戦略や表面的には見えないさまざまな事情に配慮されていないケースが多く、全面的に主張を受け入れるのは難しいことが一般的です。重要なのは有事にいかに関心を持ってアクティビストに対抗するかではなく、いかに早い段階から自発的、自律的に企業価値向上策に手を打ち、アクティビストに付け入る隙を与えないかということです。また、日ごろから企業価値向上に向けた取組みについて、投資家とエンゲージメントを重ね、自社の考え、今後の成長戦略に理解を求めておくことがこれからの日本企業には求められます。



# メキシコ税務の最近の動向と注意点

EYロサンゼルス事務所 森本琢也



## ▶ Takuya Morimoto

International Tax and Transaction Services (ITTS)、Latin American Business Center所属。国際税務、特に米国、メキシコ移転価格税制において15年以上のキャリアを持つ。過去には米国企業、日系企業を中心に移転価格コンサルティングや、文書化、税務調査対応、APAを中心としたアドバイザリー業務に従事。現在ではメキシコの自動車製造業（マキラドーラ企業を含む）、サービス企業、貿易商社、エネルギー関連企業を中心に税務アドバイザリー業務に従事している。

<お問い合わせ先>EYロサンゼルス事務所 E-mail: tak.morimoto@ey.com

## I はじめに

毎年、新年に税制改正を実施することが多いメキシコですが、2023年は、近時アジア企業を中心とした海外企業のめまぐるしい進出に配慮し、税制改正という内容での発表は特段ありませんでした。24年の夏に行われるメキシコ大統領選挙を視野に、税制改正より経済の活性化に注力していると思われる。そういった中で、今年は22年に行われた税制改正の見直しを行うとともに、全世界のBEPS潮流へ合わせた対応を行うメキシコ政府の動向について解説します。

## II 移転価格諸手続きの変更について

22年の税制改正では移転価格諸手続きの変更が含まれていました。税制改正は対象年度が22年であるため、実際には23年より22年度分を対象とした移転価格分析ならびに諸手続きに適用されます。

移転価格文書には、以前から発生していた国内法人税納税のサポート資料として準備を行う移転価格文書（納税者が保管する文書）とBEPS対応のローカルファイル（メキシコ税務当局宛申告文書）が存在しており、23年以降もこの2文書が併存する一方で、期限は双方ともに5月15日になります。期限が同じで文書も重複する内容が多く、規定では2文書が別である必要性を記載していないため、実務では2文書を1文書に

まとめる納税者も近時では見られます\*1。

23年から発行する（22年度対象の）移転価格文書には、国外関連者間取引の分析結果のみならず、国内関連者間取引も検証範囲として含まれます。また、移転価格分析手法にも変更があります。さらに機能リスク分析を行う場合には、今後納税者のみならず、関連者の機能リスク分析も文書に含めなければなりません。

この他、移転価格（主に取引単位営業利益法）の検証年は、従来、納税者1年の利益率に対して比較対象会社の3年平均の利益率との比較が認められていましたが、23年より、納税者1年の利益率に対して比較対象会社の1年の利益率との比較のみが認められます。例外として、ビジネスサイクルもしくは製品ライフサイクルが複数年であることが証明できた場合にのみ、比較対象会社の利益率を2年以上の平均値により比較検証として使用できます。また、比較対象レンジに関しても、従来は四分位法\*2以外の手法を認めるケースもありましたが、22年税制改正以降は四分位法のみとなりました。

## III マキラドーラ企業への移転価格ルール取扱いの変更について

従来、マキラドーラに関する移転価格規則内では、セーフ・ハーバー・ルールその他に事前確認制度（APA）を選択するオプションがありましたが、22年税制改

\*1 ただし、マスターファイルは従来通り毎年12月31日迄に税務当局に提出し、カンントリー・バイ・カンントリー・レポートも情報交換制度のある国との関連者取引には提出不要。

\*2 移転価格算定の1つとして利用される統計学的な検証方法。全データを4つの階層に分け、最上層と最下層を除いた50%の部分を対象として分析を行う。

正により、APAを行うオプションが排除されました。そのため、マキラドーラの親会社がメキシコでの恒久的施設の免除を主張するには、セーフ・ハーバー・ルールを満たす必要があります。セーフ・ハーバー・ルールでは、次のいずれかの最低課税所得を満たす必要があります。

- ① マキラドーラまたはシェルターマキラによって発生した総費用の6.5%以上
- ② マキラドーラまたはシェルターマキラに使用される資産の総額の6.9%以上（当該マキラドーラ法人が所有する在庫および機械設備の平均値を含む）

現在APAを適用しているマキラドーラ（特に資本集約的な運営を行うマキラドーラ）が、今後セーフ・ハーバー・ルールに移行することによって、利益率に大きな影響を与える可能性があり、法人税と労働者利益分配金（法人利益の10%を従業員に分配しなくてはならないというメキシコ労働法のルール）の大幅な増加につながる可能性があります。その結果、親会社がマキラドーラに対して支払うサービス料の総額が増額にもなる可能性も十分考えられます。

#### IV 企業再編等の際に適用する非課税取引に関する厳密化について

22年の税制改正では、合併や負債の資本化の他、株式譲渡や企業再編を目的とした法定代理人の任命等について要件が変更されています。

例えば、非課税の合併を行う場合、財務諸表の監査や事業目的のさらなる明確化、税務当局からの税務申告書の取得・追加の通知を特定の期限までに提出する必要性など、非課税としての承認を得るための追加要件が加えられました。

また、非課税を維持するためのリストラ、スピノフ、および合併には事業目的をより具体的に記載する必要があります。組織再編、合併、スピノフを行う場合には、事象発生前後5年以内に関連する取引が発生する場合、その取引内容を税務当局へ随時報告することが義務化されます。スピノフに起因する損失は同一の事業活動を行う事業体間のみに移転することができます。また、再編を行う場合にも、追加要件が加えられています。

#### V UBO特定の義務化について

メキシコの法人、信託、その他事業体は、当該事業体の支配的受益者（実質的な支配者：UBO<sup>※3</sup>）に関する記録の保持が義務付けられています。対象となる事業体（議決権を有する）株式の15%の直接的／間接的な所有者や、株主総会等での影響を持つ者、また

は当該事業体の経営判断や事業戦略構築に携わる人物についての開示が必要です。本義務化に関する申告書式の指定はないものの、開示記録を保持し、状況の変化に応じて適宜アップデートを行う必要があります。メキシコ税務当局より書面提示の指示が出た場合には適時提供しなければなりません（当局要請より15営業日以内に提出する必要あり）。この義務に従わなかった場合、UBO1人あたり50万メキシコペソから2百万メキシコペソ（約2.5万米ドルから10万米ドル）の罰金が科せられる可能性があります。

#### VI 電子税務請求書の規定アップデートについて

電子請求書の取扱いについて、22年度税制改正では請求書内の記載要件が増えました。

また、電子請求書発行年と該当する取引年が異なる場合の電子税務請求書の取消方法についても、新たな制限が設けられました。これらの制限は、納税者が年度末に取引を調整または取り消しを行う必要がある場合（年末価格調整、年末取引のキャンセル、年末給与支払いの為の電子請求書の修正等）に大きな影響を与える可能性があります。

メキシコ国内では、以前から商取引に関する詳細情報を電子請求書に記載した上で取引が行われており、納税者は商品の販売またはサービスの提供に関する全ての取引に対して所定の書式に基づいた電子請求書を発行し、それら全てがメキシコ税務当局に届くシステムとなっています。

メキシコ税務は形式を重視する傾向があるため、これらの書式要件を遵守しないと、支払いを税務上の損金として認められなかったり、罰則が適用されたりする可能性がある上、輸送中の商品の没収や、場合によっては密輸罪（刑事罰）が適用される可能性があります。

#### VII メキシコのOECD多国間協定（MLI）への加入について

22年11月22日、メキシコ議会ならびに上院とメキシコ大統領によってMLIが承認されました。MLI承認後にOECDにおける批准と通知のプロセスを完了することになり、完了した3カ月後より、メキシコ国内での発効となります。23年9月30日までにメキシコMLIの批准が完了した場合には、メキシコ国内での発効は24年1月1日となります。

OECDでの批准と国内法の成立により、メキシコは55カ国のMLIが成立し、日本もその1カ国に含まれます。今後、日墨取引において、MLIが与える租税条約への影響については、23年中に整理の上、各社対応が必要となる場合があります。

※3 Ultimate Beneficial Owner

## Future Of Finance 一次世代のFinance Practice

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) BC Com Finance 公認会計士 鹿子雄介



### ▶ Yusuke Kanoko

CFO部門向けのコンサルティングチームにおいて、経営管理領域における方針策定からシステム導入まで一気通貫で支援するプロジェクトを中心に従事。EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株) シニアマネージャー。

### I はじめに

急速なグローバル化に伴う国と地域を越えた事業活動の拡大、経済のデジタル化による産業構造の破壊的変革、SDGsなどのサステナブル経営に向けた社会的要請、VUCA時代におけるレジリエントな経営スタイルの必要性の高まりなどメガトレンドが複雑に絡み合い、未来が予測しにくい経営環境となっています。

このように日々複雑性が高まる経営環境に対して、Finance部門が求められる責任や役割も変化しており、Finance部門そのものが変革する必要性に迫られています。

例えば、今までは短期的な業績・キャッシュ・フローの最大化とそれら経営目標の達成を阻害するリスクへの対応、資産活用や資本効率といった財務観点での対応が求められていました。

このような短期的財務指標を達成するための機能性、利便性、経済性を優先する経営の意思決定に対応する責任・役割がFinance部門に求められてきました。

一方、これからの企業経営は社会的価値の創出と企業の経済利益活動を同時に実現し、長期的な企業価値を向上させることが求められており、Finance部門は社会課題解決やサステナブルな成長に向けた投資といった新領域の探索とROIC等の指標を活用した事業ポートフォリオマネジメントと収益性強化による既存コア事業の深化と相反する経営を可能にする両利き経営の実践や、左記の原資となるキャッシュ・フローの継続的な創出に向けた資金の効率的な投下と計画的成長促進、またはマクロ経済動向や複雑化する政治情勢、グローバル規制強化の動きなど、複合的な外部環境に起因するリスクへの戦略的な対応が求められます(＜図1＞参照)。

このような役割の変革に対応するため、Finance部門はどのような施策をとるべきでしょうか。本稿では、複雑化した経営課題に対応し得るFinance部門への変革をテーマに、必要な施策にフォーカスを当て解説します。

### II Finance部門のCapability変換における施策

EYではFinance部門のCapability深化における施策として、レジリエントなFinance部門の構築、非財務・将来予測を含む業績・リスク管理、ビジネスモデル実現のリード、社会課題解決へのフォーカス、データドリブン経営の実践、DXの推進が重要であると考えます。

本稿では、Capability深化における施策のうち、弊社によくお問い合わせいただくレジリエントなFinance部門の構築、CFOの方とお話する際に課題感としてあげられることの多いビジネスモデル実現のリード、ERP導入を契機とし重要性が増しているデータドリブン経営の実践について記載していきます。

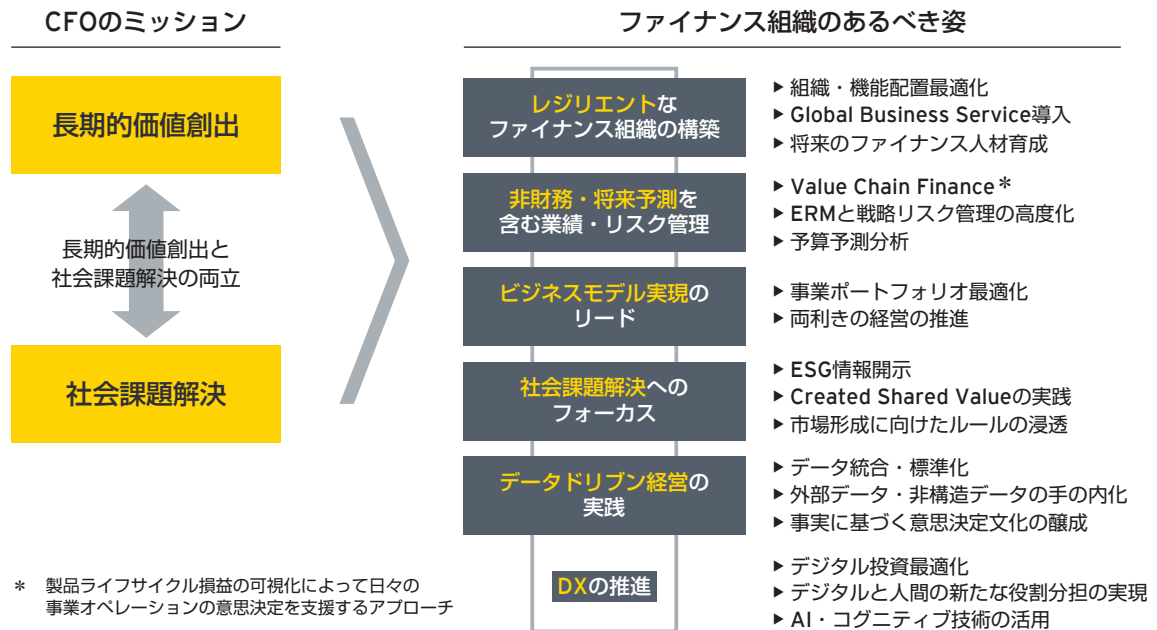
### III レジリエントなFinance部門の構築

前述の新たな役割を発揮するためには、それら機能・業務に従事する人材を確保するためのリソースシフトがまず必要となります(＜図2＞参照)。また、合わせて高度化・複雑化する会計・税制や少子高齢化を背景とした要員不足などにも対応した組織へと変革しなければなりません。

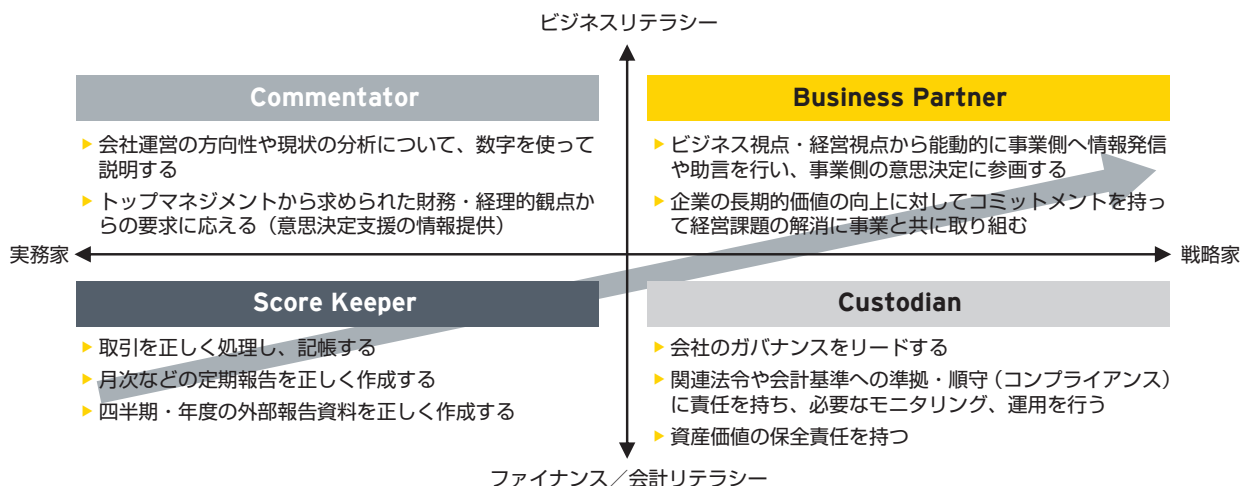
今までのFinance部門は、決算・開示や日々の記帳



▶ 図1 Finance部門変革に向けた施策



▶ 図2 Finance部門の役割シフト



といったオペレーション業務をいかに効率的に実施できるか、また堅ろうな内部統制の構築などに主眼が置かれ、人員も多く配置してきました。

このような機能の重要性は言うまでもないですが、今後は当領域における工数・要員を圧縮し、新たな役割であるビジネス視点・経営視点から能動的に事業側へ情報を発信し、事業側の意思決定への参画への工数を増加させることで、経営課題の解消に事業と共に取り組むことに多くの工数をかける必要があります。

また海外拠点に目を向けると、今までは海外進出しているグローバル企業においても日本人を中心とした

ネットワーク構築による管理を行っている会社が多いのではないのでしょうか。しかしこれからは海外拠点の現地採用人材への期待として定型業務を担う役割だけでなく、地域における戦略的なビジネスサポート業務やガバナンス強化への貢献等、従来、主に日本人が担っていた役割に現地採用人材を登用することで、現地に近い意思決定によりスピード感をもった経営課題解消につなげることが重要となります。

またFinance部門のリソースシフトの検討に当たっては、多様化する外部リソースの活用も重要な施策の一つです。従来では、主にScore Keeper領域の一部

である単純事務処理作業を外部リソース活用の主としていました。一方、スキル不足等を理由に外注化が困難であった決算や税務・資金管理といった高度・専門的業務は内製で人材を確保・育成してきましたが、BEPS2.0に代表される複雑な税制により人材育成やコンプライアンスの維持が困難となりつつあります。会計士や税理士、またはコンサルタントといった専門組織へ外注化、または専門家の人材派遣で不足分を賅うといった手法を検討していくことで、社内リソースシフトを促進するだけでなく、専門家が持つ知見を活かした業務効率化や新制度対応といった成果発揮も期待できます。

近年はこのような高度・専門的業務の外部リソース活用手段も多様化していることから、これらを活用することでよりレジリエントなFinance部門の構築が期待できます。

#### IV ビジネスモデル実現のリード

経営管理の必要性が認識されるにつれて、日系企業は経営管理が遅れているのではないかという疑念が抱かれるようになってきました。このような状況において経営管理の主たる目的である企業価値最大化を達成するためのビジネスモデル実現をリードする役割についてFinance部門がどのような施策を検討すべきでしょうか。

ビジネスモデル実現の重要な施策として事業ポートフォリオ最適化と両利きの経営推進が考えられますが、本章では事業ポートフォリオ最適化について記載していきます。

最適な事業ポートフォリオとは、不採算事業に投資している経営資源を収益性、成長性の高い事業へ再配分することで、経営資源を適切に使い、各事業が成長に必要なキャッシュ・フローを永続的に生み続けられる状態だといえます。そのような状態を目指す際の強化策として定量評価指標の見直しや、投資・撤退ルールの明確化が重要な施策となってきます。

「儲かっている」を図る定量指標として、売上の成長率や営業利益率を主としている企業が多いかと思えます。それらの指標はなじみが深く、また分かりやすいため社内での共通理解を得られやすいといった利点がある一方、キャッシュ・フローとの乖離<sup>かいり</sup>がある、また営業利益ベースでは黒字でも資本コストを考慮した際に採算が合わないといったケースもあり、事業の定量評価指標として必要な視点が不足しているとも言え

ます。

そこで事業価値をより適切に判断する指標として、キャッシュ・フローとの乖離を抑えることができるEBITDA (Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization) といった指標や、資本コストの概念もとり入れたROIC (Return on Invested Capital) のような指標に見直すことで、より適切な事業の定量評価が可能となります。

事業価値を判断するに際して収益性と成長性は重要な尺度であるため、例えば縦軸に収益性を図る際に資本コストを加味したROICを使用し、横軸に成長性を図るためのEBITDA成長率を使用したマトリックスで事業を比較することで、どの事業により多くの経営資源を配分するかが明確になり、最適な事業ポートフォリオ形成につながります。

このように、より事業価値を適切に示した指標に基づいて投資や撤退を判断しようとしても「この事業は歴史が深く撤退するべきでない」といった声により資源配分の適切性が阻害されているケースが散見されています。特に、撤退に関しては見極めが遅れ、結果的に多額の減損を招いているという悪循環が発生している企業も存在し、撤退ルールの明確化は重要な論点と考えます。例えばA会社では、ビジネスユニット単位で3年連続FCFがマイナスであれば撤退というルールが徹底されています。一例ではありますが、このように撤退の意思決定が遅れないよう、適用要件、モニタリング単位、主幹機関、実行責任者、管理体制の明確化、またモニタリング単位で継続的に定量情報を取得できるようなオペレーション、システムの具備を進めることで適切なタイミングで撤退の意思決定を行い、その事業に投資していた経営資源をその他の事業に再配分することでポートフォリオの最適化を進めることが可能になることから、投資・撤退ルールの明確化は重要な施策であり、その上でFinance部門として次年度以降の経営資源の配分への意思決定に主幹として関与することで企業価値の最大化に向け重要な役割を果たせるといえるでしょう。

#### V データドリブン経営の実現

2010年代はテクノロジーが急速に実用化された年代といえます。

特に、IoTに代表される膨大な情報の取得・格納・処理やRPAなど複数のシステムを介した処理の自動化については著しい発展を遂げました。会計システム



に目を向けると、多くの会社がERPや会計パッケージを導入し、必要な業務処理の大部分がシステムでカバーされている状態となっているといえます。またERPにおいては、基盤としてデータベースがインメモリー化され、劇的に高速処理が可能となり、業務工数についても大きな圧縮が実現可能となりました。このようにテクノロジーが急速に実用化され、Finance部門の多くの業務がシステム化されている状況ではありますが、業務が効率的に行えていないと感じる、またシステム化され多くの情報が取得できる状況であるにもかかわらずデータに基づいた客観的な意思決定ができていないと感じる方も多くいるのではないのでしょうか。

本章では多種多様な情報を迅速に統合した上で、データドリブンでの客観的な意思決定を実現し、合理的な意思決定を実現するための施策としてデータ統合・標準化、非財務データの活用について記載していきます。

多くの会社ではグループ間で会計システムは統合されつつあるもののマスターやデータ粒度は各社各様といった状況が散見され、勘定科目一つとってもグループ横断での比較が困難であるという状況ではないのでしょうか。このようなデータ統合・標準化の障害を解決するために言語・文化・組織の障害を解決する必要があります。

例えば、勘定科目統合といった施策を実行するに際して、本社または各社主導か、システム部門またはFinance部門主導かといったように組織間でどこが主導するかといった時点でもめてしまう、また統合のスコップを決定する際にも海外は文化が違うので、まずは国内グループ各社だけといった限定的な統合とせざるを得ない会社も多いのではないのでしょうか。そのような状況であるとデータ統合・標準化は難しく、状況は改善しません。部門・法人を横断した財務データの提供責任を担うFinance部門が主導的にこのようなデータ統合・標準化については進めるべきと考えます。

経営層へのレポートの役割を担っているFinance部門が主導となることで、経営層が意思決定に必要な項目や粒度が反映され、後続工程であるレポート作成、分析・評価業務等も見越した上でデータ統合・標準化とすることが可能となります。

また、これからはIoT技術がさらに進み、さまざまなモノがインターネットに接続される結果、その膨大なデータが格納され、必要な情報として処理されていくでしょう。それらのデータをいかに活かし適切な意思決定を行っていくかということが今後の企業に求められ、Finance部門としても非財務データの活用は重

要な施策の1つです。

例えば、原価計算で人件費を製品に配賦する際、同じラインで生産している製品の配賦は何らかの基準を定め配賦するのが一般的でした。しかしIoTにより、どの製品にどれだけ時間をかけたのかが自動的に記録することができ、より正確な原価計算が可能となります。その結果、製品ごとの採算管理が高度となり、より適切な製品ポートフォリオの管理が可能になります。また在庫管理においても、人手を介して在庫の棚卸をするのではなく、商品ごとにICタグを付け、常にシステム台帳上で在庫数、直近の売れ筋、月ごとの販売傾向などを管理することにより、在庫不足による機会損失を防ぐだけでなく、より適切な生産計画の策定、監査の短縮化にも貢献できるでしょう。

このように膨大なデータがインターネットを通じて活用できる時代においては、Finance部門が主となり、必要な情報と取得経路、処理プロセスを定義し、膨大なデータを必要な情報に適切に加工することで、経営層に対してより価値のある示唆を提供し、企業価値の最大化に向けた意思決定に貢献できると考えます。

#### IV おわりに

本稿では、複雑化された経営課題に対応し得るFinance部門への変革をテーマに、必要な施策にフォーカスを当て、重要な施策のうち、レジリエントなFinance部門の構築、ビジネスモデル実現のリード、データドリブン経営の実践について論じてきました。本稿が貴社のFinance部門の変革に際しての一助となれば幸いです。

##### お問い合わせ先

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)  
E-mail : yusuke.kanoko@jp.ey.com



## 令和5年3月期法人税申告の留意事項



EY税理士法人 グローバル・コンプライアンス・アンド・レポーティング部  
税理士・公認会計士 矢嶋 学

### ▶ Manabu Yajima

法人向けコンプライアンス業務の他、組織再編および事業承継コンサルティング、大規模法人を対象とした税務リスク・アドバイザー業務に従事。EY税理士法人内の研究開発税制チームリーダー。従前は国税職員として相続税、法人税の調査経験を有する。

### I はじめに

令和5年3月期の法人税申告においては、税制改正により昨年度と異なる事項を確認することが重要です。令和4年度の税制改正で変更された点を中心にありますが、令和3年度以前に改正された事項のうち、当期から適用開始となるものの有無について確認することも必要です。本稿では、令和5年3月期の決算法人を前提として、法人税と法人事業税の主要な留意事項を解説します。

### II 法人税

#### 1. 賃上げ促進税制

「成長と分配の好循環」の実現に向けて、一人一人に対する積極的な賃上げを促すことに加え、大企業にとっては多様なステークホルダーへの配慮を求める内容に改正されています。具体的には<表1>「賃上げ促進税制」の改正後欄に示すとおり控除率の上乗せ措置が拡充され、大企業は最大30%、中小企業は最大40%の控除率が適用可能となりました。なお、大企業のうち事業年度末の資本金の額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合にはマルチステークホルダー方針を自社のウェブサイト公表し、公表した旨を適用事業年度終了の日の翌日から45日を経過する日までに経済産業大臣に届け出る必要があるため留意が必要です。

#### 2. 租税特別措置の不適用措置

大企業が試験研究費の税額控除など一定の租税特別措置法に規定する税額控除を適用する場合、適用事業

年度の所得が前事業年度の所得を超えているにもかかわらず、継続雇用者の給与支給額が増加せず、かつ国内設備投資額がその事業年度の償却費総額の30%を超えないときは、これらの税額控除の適用が受けられない措置が導入されています。この制限の適用を受ける大企業が次のいずれにも該当するときは、継続雇用者給与等支給額の要件が対前年度増加率0.5%以上（令和5年度以降は1.0%以上）に強化されています。

- ① その事業年度末の資本金が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合
- ② 前事業年度の所得の金額がゼロを超える場合、または設立事業年度または合併等事業年度に該当する場合

#### 3. 受取配当等の益金不算入から控除する負債利子

その事業年度に支払う負債の利子の額がある場合には、受取配当等の益金不算入制度の計算のうち、関連法人株式等に係る配当等の額については、その負債の利子のうち関連法人株式等に係る部分の金額を控除する必要があります。この負債利子控除について、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から関連法人株式等に係る配当等の4%相当額とされています。なお、負債利子が少ない法人もあることから、その事業年度に支払う負債利子の10%相当額を上限とすることとされています。

#### 4. グループ通算制度の改正及び初年度対応事項

令和4年4月1日以後に開始する事業年度からグループ通算制度の適用が開始されました。ここでは、令和4年度の税制改正で手当てされた投資簿価修正に関する改正、連結納税制度を適用していた事業年度中に連

## ▶表1 賃上げ促進税制

大企業

		改正前	改正後
適用要件			
給与等支給額の増加率		新規雇用者の給与等支給額：対前年度増加率2%以上	継続雇用者の給与等支給額：対前年度増加率3%以上
マルチステークホルダーへの配慮*		—	従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること
税額控除		控除率最大20%	控除率最大30%
控除率を乗ずる対象		新規雇用者の給与等支給額	雇用者全体の給与等支給額の対前年度増加額
控除率	基本	15%	15%
	上乘せ（賃上げ）	—	+10%：継続雇用者の給与等支給額：対前年度増加率4%以上
	上乘せ（教育訓練費）	+5%：教育訓練費の対前年度増加率20%以上	+5%：教育訓練費の対前年度増加率20%以上
控除上限額		当期の法人税額×20%	当期の法人税額×20%

中小企業

		改正前	改正後
適用要件			
給与総額の増加率		雇用者全体の給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上	(変更なし)
税額控除		控除率最大25%	控除率最大40%
控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与等支給額の対前年度増加額	(変更なし)
控除率	基本	15%	15%
	上乘せ（賃上げ）	+10%	+15%
	上乘せ（教育訓練費）	雇用者全体の給与等支給額：対前年度増加率2.5%以上 教育訓練費増加等の要件の充足 <b>and</b>	雇用者全体の給与等支給額：対前年度増加率2.5%以上 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
控除上限額		当期の法人税額×20%	(変更なし)

※ 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対する要件とし、自社のウェブサイトに宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出典：財務省「令和4年度税制改正(案)について」日本租税研究協会の租研会合（令和4年1月14日）における配布資料を基にEY作成

結グループ内の適格合併が行われていた場合の経過措置について取り上げます。

### (1) 投資簿価修正の改正

グループ通算制度では、通算法人に通算終了事由が生じた場合に通算グループを離脱する法人の株式の帳簿価額を離脱法人の税務上の簿価純資産価額に合わせよう投資簿価修正が行われます。通算グループの子法人の中には、いわゆる買収プレミアムを支払って買収した会社もあり、そのような子法人が通算グループを離脱すると買収プレミアム相当の金額が株式の帳簿価額に反映されなくなってしまうという問題がありました。この点について令和4年度の税制改正で手当てがなされ、簿価純資産価額に資産調整勘定対応金額の合計額を加算することができるようになりました。なお、当該資産調整勘定対応金額の合計額を加算するためには、離脱法人の株式を有するすべての法人がその通算終了事由が生じたときに属する事業年度の確定申告書等にその計算の明細を記載した書類を添付する必要がありますため留意が必要です。また、離脱法人の株式を有するいずれかの法人が資産調整勘定対応金額の計算の基礎となる書類を保存していることも要件とされています。

### (2) 連結納税グループ内の適格合併が行われていた場合の経過措置

連結納税制度からグループ通算制度に移行した法人が連結グループ内で適格合併を行っていた場合の被合併法人の株式に係る資産調整勘定対応金額も前記(1)の加算措置の対象とすることができます。ただし、この

場合には、連結親法人であった法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日までに「投資簿価修正における簿価純資産価額の特例計算に関する経過措置を適用する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出していることが要件であるため、3月決算の法人がこの経過措置を適用する場合には、令和5年3月31日までに当該届出書を提出しておく必要があります。

## III 法人事業税

外形標準課税の適用対象法人の法人事業税所得割について、年800万円以下の所得にかかる軽減税率が不適用とされています。

## IV おわりに

令和5年3月期はグループ通算制度の適用開始年度であり、連結納税制度から移行した会社や新たにグループ通算制度の適用を開始する会社にとっては大きな転換期を迎えています。本稿では紙面の都合上、グループ通算制度が創設された令和2年度税制改正の解説は省略しています。

単体納税に関する改正事項は他にもあり、本稿ではその一部の紹介となりましたが、少しでも皆さまのお役に立てますと幸いです。

### お問い合わせ先

EY税理士法人  
グローバル・コンプライアンス・アンド・レポーティング部  
E-mail : manabu.yajima@jp.ey.com



## 資産除去債務の会計処理 (資産除去費用と資産除去債務の計上)



企業会計ナビチーム 公認会計士 大浦佑季

### ▶ Yuki Oura

監査部門において主に小売業、情報・通信業の監査に従事するとともに、品質管理本部監査監理部において、監査手法及び監査手続等に関する品質管理業務に従事している。主な著書（共著）に、『3つの視点で会社が変わる「有報」の読み方（第3版）』（中央経済社）などがある。<お問い合わせ先>EY新日本有限責任監査法人 E-mail : yuki.oura@jp.ey.com

当法人ウェブサイト「企業会計ナビ」の「解説シリーズ『資産除去債務の会計処理』第2回：資産除去費用と資産除去債務の計上」を紹介します。

### I 資産除去債務の計上基準

#### 1. 資産除去債務の負債計上

資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上します（資産除去債務に関する会計基準（以下、会計基準）第4項）。

資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積ることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積ることができるようになった時点で負債として計上します（会計基準第5項）。

資産除去債務を合理的に見積ることができない場合とは、決算日現在入手可能なすべての証拠を勘案し、最善の見積りを行ってもなお、合理的に金額を算定できない場合（資産除去債務に関する会計基準適用指針（以下、適用指針）第2項）の他、資産除去債務の履行時期を予測することや、将来の最終的な除去費用を見積ることが困難なため、合理的に資産除去債務を算定できない場合（会計基準第35項）が該当します。

#### 2. 資産除去債務の算定

資産除去債務は、それが発生したときに有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定します。

#### (1) 割引前の将来キャッシュ・フローの算定

割引前の将来キャッシュ・フローは、合理的で説明可能な仮定及び予測に基づく自己の支出見積りにより算定します。将来キャッシュ・フローには、有形固定資産の除去に係る作業のために直接要する支出の他、処分に至るまでの支出（例えば、保管や管理のための支出）も含まれます（会計基準第6項(1)）。ただし、法人税等の影響額は含まれないとされます（適用指針第4項）。具体的には、次の情報を基礎として、割引前の将来キャッシュ・フローを見積ることとなります（適用指針第3項）。

- ① 対象となる有形固定資産の除去に必要な平均的な処理作業に対する価格の見積り
- ② 対象となる有形固定資産を取得した際に、取引価額から控除された当該資産に係る除去費用の算定の基礎となった数値
- ③ 過去において類似の資産について発生した除去費用の実績
- ④ 当該有形固定資産への投資の意思決定を行う際に見積られた除去費用
- ⑤ 有形固定資産の除去に係る用役（除去サービス）を行う業者など第三者からの情報

見積りにあたっては、①から⑤により見積られた金額に、インフレ率や見積値から乖離するリスクを勘案します。また、合理的で説明可能な仮定及び予測に基づき、技術革新などによる影響額を見積ることができる場合には、これを反映させます。

割引前将来キャッシュ・フローの見積金額は、生じうる可能性の最も高い単一の金額又は生じし得る複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの発生確率で加重平均した金額として算定されます（会計基準第6項(1)）。

#### (2) 無リスクの割引率

将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離する



リスクは、将来キャッシュ・フローの見積りに反映されるため、資産除去債務の算定に際して用いられる割引率は、将来キャッシュ・フローが発生すると予想される時点までの期間に対応する貨幣の時間価値を反映した無リスクかつ税引前の利率とされており、将来キャッシュ・フローが発生するまでの期間に対応した利付国債の流通利回りなどを参考にすることとされています（会計基準第6項(2)、適用指針第5項、第23項）。

### 3. 資産除去債務に対応する除去費用の資産計上と費用配分

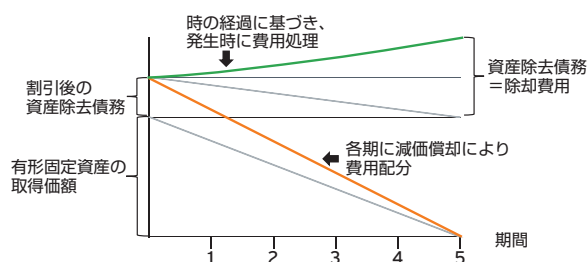
資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上したときに、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加えます。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分されます（会計基準第7項）。

資産除去債務が有形固定資産の稼働等に従って、使用の都度発生する場合には、資産除去債務に対応する除去費用を各期においてそれぞれ資産計上し、関連する有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分します（会計基準第8項）。なお、この場合には、除去費用をいったん資産に計上し、当該計上時期と同一の期間に、資産計上額と同一の金額を費用処理することもできます（会計基準第8項なお書き）。

時の経過による資産除去債務の調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定し、発生時の費用として処理します（会計基準第9項）。

<図1>に示したように、有形固定資産の取得価額と割引後の資産除去債務の金額の合計額が有形固定資産の取得原価を構成するため、減価償却を通じて各期に費用配分される一方、時の経過による資産除去債務の調整額は、時の経過に応じて費用計上されるとともに負債（資産除去債務）の増加として計上されます。

▶ 図1 有形固定資産の取得原価と資産除去債務の計上及び時の経過による資産除去債務の調整額



## II 具体的な資産除去債務の会計処理

### 【設例の前提】

- ▶ ある事業年度の期首に有形固定資産を購入した（購入価額10,000、耐用年数5年の定額法を採用）。
- ▶ 購入時点の資産除去債務の割引前の将来キャッシュ・フローの見積りは1,000、割引率は3%である。
- ▶ 実際の除却費用は1,050であった。

### 1. 資産除去債務の計上

有形固定資産計上時の仕訳は以下のとおりです。

(借方)	有形固定資産	10,863	(貸方)	未払金	10,000
				資産除去債務	(※1)863

(※1) 将来キャッシュ・フローの見積額=1,000/(1.03)<sup>5</sup>=863

### 2. 時の経過による資産除去債務の調整額の計上と減価償却

決算期末には、時の経過による資産除去債務の調整額と減価償却費を計上します。

#### ▶ 時の経過による資産除去債務の調整額の計上

(借方)	利息費用	26	(貸方)	資産除去債務	(※2)26
------	------	----	------	--------	--------

(※2) 時の経過による資産除去債務の調整額=863×3%=26

#### ▶ 減価償却費の計上

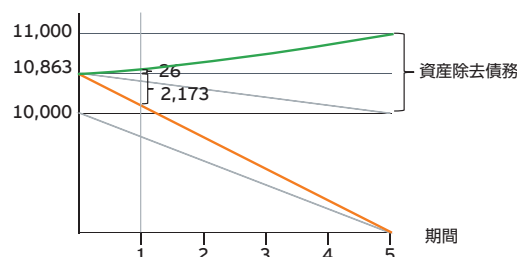
(借方)	減価償却費	2,173	(貸方)	減価償却累計額	(※3)2,173
------	-------	-------	------	---------	-----------

(※3) 10,863/5=2,173

時の経過による資産除去債務の調整額及び資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上します（会計基準第13項、第14項）。

これらの仕訳を図で示したのが<図2>です。

### ▶ 図2 設例の状況



### 3. 除却時の会計処理

耐用年数の終了後、除却する場合の仕訳は以下のとおりです。資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、損益計算書上、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上します（会計基準第15項）。

#### ▶ 有形固定資産の除却

(借方)	減価償却累計額	10,863	(貸方)	有形固定資産	10,863
------	---------	--------	------	--------	--------

#### ▶ 資産除去債務の履行

(借方)	資産除去債務	1,000	(貸方)	現金預金	1,050
	履行差額	50			

#### ▶ 企業会計ナビURL

[www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting](http://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting)



## 編集後記

監査法人の業界は、公認会計士試験の結果発表の関係で、例年2月に新人が入社します。そして研修を終えた後、3月に各クライアントへ往査を行い、皆さまにお会いすることとなります。今年は、20代から30代を中心に、中には10代の方も含めて、キャリアも多様な431人の仲間が新人として入社してきました。当法人では、試験を終えた方々に対し、就職先を選ぶ際の参考の1つとしてパーパス（存在意義）である「Building a better working world グローバルな経済社会の円滑な発展に貢献する監査法人」を説明しています。当法人のパーパス（存在意義）に共感してくれた方が、会計士のキャリアを通じて、何らかの社会課題解決に貢献したいという思いを持って集まってくれました。今年も多くの新しい人財で資本が增強され、当法人企業文化のサステナビリティに貢献してくれることと思います。

当法人の原点は、1960年代に日本の監査法人第1号として、監査法人太田哲三事務所から始まっています。監査法人太田哲三事務所は、その使命として「吾等は会計奉公の精神を堅持し企業財政の健全化による邦国経済の永遠なる繁栄に寄与することを本領とす」を掲げていました。当法人はこの志を受け継ぎつつ「Building a better working world グローバルな経済社会の円滑な発展に貢献する監査法人」をパーパス（存在意義）としています。

世の中の期待の変化に応じて会計士の活躍する場所も大きく広がってきていますが、あらためて、資本市場に会計監査を通じて奉公していく「会計奉公」という原点に立ち返りたいと思います。そして、皆さまにおかれましては、会計の専門家として会計士キャリアの一步を踏み出した431人を温かくお迎えいただければと思います。

「情報センサー」編集委員長 高橋幸毅

### 企画編集

池田彩子 今村 洋 岩崎尚徳 北出旭彦 小原香織 小宮大地 高橋幸毅 田中裕樹 塚本 愛 中澤範之 安居良大  
(あいうえお順)

### お問い合わせ

「情報センサー」の掲載内容について、詳細な情報をご希望の場合は、執筆者またはその分野の専門家が対応させていただきます。下記までお問い合わせください。

BMC本部 E-mail : knj@jp.ey.com

「情報センサー」のバックナンバーはウェブサイトに掲載しております。

[www.ey.com/ja\\_jp/library/info-sensor](http://www.ey.com/ja_jp/library/info-sensor)

〈今月の表紙〉 バンフ国立公園（カナダ）

(注)▶ 掲載内容のうち、意見にわたる部分は個人的見解です。なお、原則として2023年1月12日現在の情報で執筆しております。

▶ 掲載したサービス内容は、公認会計士法における「監査関与先に対する非監査サービスの同時提供の制限」により、EY新日本有限責任監査法人の監査関与先企業に対してサービスを提供できない場合があります。監査関与先企業の皆さまが、同サービスの提供をご希望の場合は、監査担当会計士にご相談ください。

情報センサー 2023年 3月号 Vol.185

---

発行日：2023年3月1日

発行所：EY新日本有限責任監査法人

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー



## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を 目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

### EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは[ey.com/ja\\_jp/people/ey-shinnihon-llc](https://ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc)をご覧ください。

©2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

00855-226Jpn

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)